

平成23年第1回大仙市議会定例会会議録第2号

平成23年3月7日（月曜日）

議事日程第2号

平成23年3月7日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（29人）

1番 大野忠夫	2番 佐藤文子	3番 後藤健
4番 佐藤隆盛	5番 藤井春雄	6番 杉沢千恵子
7番 茂木隆	8番 小山緑郎	9番 小松栄治
10番 富岡喜芳	11番 佐藤清吉	12番 石塚柏
13番 金谷道男	14番 武田隆	15番 渡邊秀俊
16番 高橋敏英	17番	18番 佐藤芳雄
19番 大山利吉	20番 北村稔	21番 高橋幸晴
22番 本間輝男	23番 橋本五郎	24番 藤田君雄
25番 橋村誠	26番 佐藤孝次	27番 千葉健
28番 鎌田正	29番 竹原弘治	30番 児玉裕一

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

市長	栗林次美	副市長	久米正雄
副市長	山王丸愛子	教育長	三浦憲一
代表監査委員	福原堅悦	総務部長	老松博行
企画部長	小松辰巳	市民生活部長	元吉峯夫
健康福祉部長	武藤芳和	農林商工部長	藤原薫
建設部長	田口隆志	病院事務長	伊藤和保

水道局長 藤田良雄 教育次長 高橋修司
教育次長 青谷晃吉 総務課長 進藤雅彦

議会事務局職員出席者

局長 佐々木誠治 参事 竹内徳幸
主幹 伊藤雅裕 主査 菅原直久
主事 中川智晴

午前10時00分 開 議

○議長（児玉裕一君） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

○議長（児玉裕一君） 本日の議事は、議事日程第2号をもって進めます。

○議長（児玉裕一君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。最初に27番千葉健君。はい、27番。

○27番（千葉 健君）【登壇】 大地の会の千葉健です。

先般、ニュージーランドで大地を揺るがす大きな地震がございました。大勢の方々が亡くなられました中に多くの日本人も含まれておりました。心からご冥福をお祈りしたいと思います。

ある時、ある人に、お前の一般質問は何かハブとマンガースのような、そんな感じの質問だと揶揄されました。私は市長とは同じ平成22年のイノシシ生まれでございます。ですから、私は決してそのように思っておりませんし、あえてたとえとするならば、牙と牙を多少突き合わす、その程度の質問だと私は思っております。今日はそういう形で一般質問させていただきます。

それで、通告申し上げました一般質問は1点に絞っております。それで、この区画整理事業は、昭和63年に事業採択して平成元年から始まりまして、平成24年まで約25年間の事業計画で、当初160億ちょっとの事業計画でございました。そして、4回の事業計画変更を経まして、その数字は見込みでありますけれども、平成26年度末までですか、約298億、そして住宅総合整備事業約27億、これを加えて約325億

の総事業費になっておるわけでございます。

そうした中で我が大仙市も着々と工事が進んでおりまして、終盤に差し掛かっております。そうした中で、この私自身常々考えますのは、この総事業費に占めるこの移転補償、減価償却、調査設計事務費、これ様々な分類がございますけれども、この補償費に係る割合が非常に高いと私は常々思っております。ですけれども、金がかかればかかるほど出来上がるのは素晴らしいものができることは間違いございません。

そうした中で一つお尋ねいたしたいと思っておりますのは、平成22年度まで実施した総事業費の総補償費は幾らかということと、最終年度の27年度におけるそれぞれの総見込みは幾らになるかということ、ひとつまず教えていただきたいと思っております。

それから、ちょっと質問で触れましたけれども、2番目のこの建物移転及び解体に係る補償の一般的な算出方法についてでありますけれども、それをひとつ詳しく教えていただきたいと存じます。

それから、3番目ですけれども、質問事項にありますように、この区画整理事業が都市再生住宅、それから地域交流センター、そしてそういう立派な建物も住宅、総合市街地整備事業と兼ね合わせまして出来上がっておるわけですが、JRのアンダー事業も加わって、いろいろ佳境に、終盤に入っているわけですが、この街並みを見ますと結構あちこちに駐車場が多く見られるような形になっております。ですから、この区画整理事業によって街並みがどのように整理されるかという一つのビジョンの中で現在の姿を見たときに、市長はどのように考えておるのか、この3点を質問しまして私の質問にかえさせていただきます。あとは自席からの質問にかえさせていただきます。

○議長（児玉裕一君） 27番千葉健君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 千葉健議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、大曲駅前第二地区土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業についてであります。

はじめに、平成22年度末までの総事業費及び総補償費と最終年度の平成27年度におけるそれぞれの総見込額についてであります。大曲駅前第二地区土地区画整理事業につきましては、平成元年度より事業に着手しており、昨年11月に効率的な事業手法や財源見直しなどの精査を行い、事業の最終年度を27年度、総事業費を298億円とする第4回目の実施計画の変更を行っております。

本年度でJR大曲駅西地区の全ての建物移転補償が完了し、公共施設の整備について

も概ね完了することから、今後は住宅市街地総合整備事業との連携を図りながら、大花町地区の整備を効率的に進める計画であります。

本年度末の事業費ベースでの進捗率は84.9%となる見込みです。また、建物移転戸数は、大曲駅前第二地区土地区画整理事業で移転となる戸数が499戸で、そのうち458戸の移転が完了する予定です。また、住宅市街地総合整備事業で移転となる戸数は37戸で、そのうち8戸の移転が完了する予定であり、全体の移転戸数の進捗率は86.9%となる見込みです。

ご質問の平成22年度末までに投資した土地区画整理事業費の総額は253億239万2千円となる見込みで、このうち移転補償費の総額は162億9,236万9千円で、事業費全体の64.4%となる見込みです。

また、平成27年度末までの補償費の総額は179億7,038万9千円で、事業費全体の60.3%となる見込みです。

次に、住宅市街地総合整備事業につきましては、平成15年度から平成26年度までの事業計画で実施しており、総事業費は26億3,500万円で、このうち平成21年8月に完成しております大花都市再生住宅の建築費が16億1,665万円で、事業費全体の61.4%を占めております。

平成22年度末までに投資した事業費の総額は19億2,207万円で、このうち補償費の総額は2億5,942万円で、事業費全体の13.5%となる見込みです。

また、平成26年度末までの補償費の総額は8億1,100万円で、事業費全体の30.8%となる見込みです。

次に、建物移転及び解体等に係る補償費の一般的な算出手順や算出方法についてありますが、建物移転補償費の算出方法につきましては、移転計画に基づき対象物件の調査を実施し、この調査をもとに補償額を算出します。算出に当たっては、国土交通省で定めた「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に沿った算出手順や補償項目を採用しております。

補償額につきましては、国土交通省の外郭団体である「東北地区用地対策連絡会」で毎年発行する補償金算定標準書をもとに積算いたします。

ご質問の補償額の一般的な算出方法としては、現在の建物の基礎、軸部、屋根、内外装仕上げ、開口部などの項目を調査した上で、同様の建物を新築した場合に要する費用を算出します。これを推定再建築費といいます。なお、調査事項については、権利者か

ら確認をしていただいております。

この推定再建築費に建築してからの経過年数に応じた再築補償率を乗じて補償額を算出します。一般的な木造専用住宅の場合、再築補償率は経過年数10年で0.935、20年で0.833、30年で0.675というふうに推移してまいります。

次に、解体補償費の算出方法につきましては、建物補償と同様、東北地区用地対策連絡会の発行する標準書をもとに解体費を積み上げ、さらに構造、用途、規模から木くず、ガレキ、金属くずなどの区分により廃材運搬、廃材処理費までを計算しております。

なお、建物解体は原則、事業施行者の直接施工とされておりますが、市と協議の上、権利者が自ら解体を行うことも可能であり、この場合には建物解体費も含め補償しております。これまでの実績では、全て権利者による解体となっております。

また、一般的な専用住宅の場合、さらに加算される補償項目として工作物、立^{りゅうちくぼく}竹木、動産移転、仮住居などの補償のほか確認申請手数料等がありますが、これにつきましても東北地区用地対策連絡会の標準書に基づき算出しております。

権利者に対しましては、このように国が示す標準書により算定した補償額であり、新築に要する費用の補償ではない旨を説明し、ご理解をいただいているところであります。

次に、現在までに区画整理が完成した街並みについてであります。

大曲駅前第二地区土地区画整理事業は、公共施設の整備を行い、交通の円滑化、歩行者の安全を確保しながら、密集する老朽木造建築物を更新することにより火災に強い街並みに再生し、水害・雪害などの様々な都市災害に対しても強い市街地の形成を図ること、あわせて宅地の利用増進を図り、市街地の活性化を図ることを目的として事業を推進しているものであります。

しかしながら、計画当時からは社会情勢も大きく変わり、また、国の補助制度も変わってきております。このため、その都度事業計画を見直し、変更の手続きをしながら時代に適合した事業を推進してまいりましたが、事業の目的については変わらないものと考えております。

これまでに整備が概ね完了いたしましたJR大曲駅西地区につきましては、このような事業目的に沿った街並みが形成されているものと考えております。

近年の経済状況により一部の街区においては未利用地も散見しておりますが、現在進めております仙北組合総合病院の移転改築を核とする「大曲通町地区市街地再開発事業」を契機に、今後、未利用地も解消され、より一層中心市街地の活性化が図られてい

くものと考えております。

また、大花町地区におきましては、当初の計画にはありませんでしたが、子育て支援拠点施設及び高齢者生活相談所となる「まるこのひろば」を合築するなど、少子高齢化社会に対応した新しい街並みの形成にも努めているところであります。

以上であります。

○議長（児玉裕一君） 27番、再質問はありますか。はい、27番。

○27番（千葉 健君） それで、1番の質問項目については、その答弁で結構でございます。

それで、2番の部分について質問したいと思います。

それで、私今ちょっと持っている資料は、土地区画整理事業実績全体事業ベース進捗率というところで、昭和63年から平成17年までのデータであります。それで、今朝にそれ以降のデータをちょっとお願いしますと言ったら、ちょっと私勘違いしまして、時間的に間に合わなくて、その資料をちょっと取ることができなかつたんですけども、まずこの昭和63年から平成17年のこのデータでちょっと質問させていただくことをお許しいただきたいと思っております。

それで、工事費が、パーセンテージだけで申し上げます。工事費が9.25%、それから補償費が66.63%、それから原価補償金15.04%、調査設計費5.02%、それから事務費等4.07%、それで、先程の市長の答弁の中で、確か補償費の部分が64.ちょっと何ぼかって言われたような気がするんですけども、まず私の資料で66.6%となっているんですけども、そうすると、この工事費がたったの9.25%、10%を切る工事費になっております。あとはこの補償費、減価償却、原価補償金というのはいろんなこの減収、補償金とかいろんなそういう類だと思っております。ですから、補償金と、それから事務費、足すと、もう約90%近い数字になっておる。たとえるならば、100万の工事をするとき90%が事務費と補償費に飛んでいって、残りの10%が工事費と、そういう計算になるわけです。ですから、私はこの、すごくそういう部分に金のかかる、かかり過ぎる区画整理事業ではないかなと思っておるわけでございますけれども、その部分で、じゃあなぜこういうふうはこの補償関係にここまで金がかかるのかなということでも私自身一つのサンプルを抽出させていただきました。それで、これはプライバシーのことにも関しますので「Xさん」というアルファベットを使って、そして細かな数字になるんですけども、やっぱり細かな数字になるということは、そ

れだけ信憑性があるということをご理解いただくために、ちょっと詳しい数字を述べて質問のような形をとりたいと思いますので、ひとつご了解をお願いします。

それで、このXさんという人はアパートをお持ちの方なんですけれども、登記簿の面積が292坪ございます。そして補償される面積が335坪、それで43坪の差がございまして。それで私も区画整理事業で3回ほどお邪魔して、その坪数の差がなぜあるのかということをお聞きしましたら、アパートの共用部分、廊下、階段の部分が抜け落ちておると、こういうこととございました。ですから、その抜け落ちた部分を区画整理事業においてはきっちり加えて補償すると、こういうこととございました。それで、じゃあこの坪、何ていうか建物の評価をどのようにするのかということをお聞きしましたら、まず先程市長も申されましたように、推定再建築費ということで数字を出すそうとございますけれども、それでこの方の坪単価の推定再建築費は坪数にして54万7,882円という数字になります。それで、このアパートが建築されて20年経過しております。それで、この経過年数に対する経過計数は0.684でございます。それで、この計数を掛けますと37万4,751円になります。つまり、この数字が解体直前のアパートの時価額という数字になります。そうすると、この時価額がまずそのまま建物の補償と、こういう形になります。そしてそのほかに解体除却費とか家賃減収費とか、様々諸々の補償がついてくるようでございます。その中で、この家賃減収補償費というわけですが、アパートが解体されますと今まで入居しておった人方が強制的に出ていってもらわなければならない形になります。そうすると、当然家賃収入が途絶えることになりまして、その家賃収入という一つの算出方法はいろいろお聞きして私なりに算出したのですが、アパートの部屋がそれぞれ家賃差がございまして。それで、そのアパートの家賃の差に対して、その残って、その退去する直前に残っておった方々の世帯数、そして計数を当然解体するわけですから、それ以降の家賃という収入は維持管理費とか修繕費は当然いらないわけですから0.9を掛けて、そしてその補償される月数が48カ月、4年間の補償になっております。4年間というのは、つまりこれから平成26年7月まで48カ月家賃の補償と、こういうことでした。それで、これはどういうことかと尋ねましたら、このアパートのところに道路を通す、そしてインフラ整備をする、そういう日数がどうしてもそこにそれだけの月数がかかるということで家賃減収が48カ月、そういうことでそれを掛けますと結構な、3,360万何がしの家賃の減収補償というものがあつて、ですから考え方として、こういう諸々の足したり、これも足す、あれ

も足したりするというところで面倒くさい計算になるんですけども、結果的にじゃあその所有者に対してそういう家賃とかいろんな補償を足すと坪単価にして、じゃあどのぐらいの補償になるのかということをおなりに計算してみました。そうしましたら、約56万5千円に対する坪数を掛けると、この人に対する補償額が出るようでございます。ですから、これだけ金をかかっているという事業は、やっぱり私なりに、なるほどこれだとやっぱりこれだけ補償費がかかって事業費の占める割合が少なくなってしまうなど、そういう気がした次第でございます。

いずれにしても事業はかかった以上は進めてもらわなければ困るわけなんですけれども、ひとつお尋ねしたいのは、市長にお尋ねしますけれども、今、財政が非常に苦しい、そして公債費比率もかなり上になっておって、我々も市の職員も身を削りながら辛抱しておるわけなんですけれども、その市長の報告、あるいは財政報告、あるいは監査報告の中で、この財政の圧迫する要因がこの区画整理事業にかかっている部分も多少あるんだというそういう文面は一つもございませんけれども、私はこの財政の圧迫の部分がこの事業にも多少ともあるのではないかなという気持ちを持っておるんですけども、その辺の部分は市長はいかがお考えなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） お答え申し上げます。

ご質問、先程も答弁いたしました土地区画整理事業費の、もう一度このところ大事ですので答弁させていただきます。

土地区画整理事業の総額は253億239万2千円となる見込みで、このうち移転補償費の総額は162億9,236万9千円、事業費全体で64.4%というふうにお答えしております。

また、27年度までの補償費の総額は179億7,038万9千円で、事業費全体の60.3%、こういうふうにお答えしておりますので、再質問の千葉議員の数字のとり方がちょっとわからなかったんですが、我々正確にはこういうふうな形でとらえております。

それと、この個別案件については、ここでお答えすることは無理でありますので、ただ、補償関係につきましては先程ご説明申し上げたとおり、こうした基準に則ってやってきておるということをご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、この区画整理事業を含めて、この住宅市街地総合整備事業など、これが大

仙市の財政圧迫の要因ではないかというご指摘、千葉議員から前からずっとこういうご指摘をいただいております。確かに大きな事業ですので、大曲時代から、あるいは大仙市全体としても大変大きな事業額になっておりますので、そういう意味では、これは直接圧迫という表現を私は使わないできておりますけれども、そこは全体の事業の中でコントロールしてやってきておりますので、ただ、これあの、ある意味での将来に対する大きな先行投資でありますので、ある時期は一定のやはり財政負担が財政にはやっぱりかかるというのは当然であろうと思いますが、これを全体でコントロールしながら次の世代にきっちりとしたやっぱり中心市街地、そういったものをやっぱり残していくのも自治体として大事な課題であろうというふうに、そういう考え方でこの計画の見直しに当たっては、かなり厳しく精査をしながら減額できるものは減額しながらやってきているつもりであります。私、市長になってから、全体とすれば計画の変更が続いておりますので、何とかその終期をしっかりと定めて、一つの事業としてやっぱりこれを完結させた上で、なお不足する分についてはその時点で別の事業ができないかというような形の中で全体の市街地、中心市街地の問題をとらえながら事業を進めきているつもりであります。

以上であります。

○議長（児玉裕一君） 27番、再々質問はありますか。はい、27番。

○27番（千葉 健君） 市長の答弁、わかりました。それで私もこの区画整理事業を質問するにいろんなことを調べさせていただきました。本当にいろんな部分で勉強になりました。その部分は今日はこの場では適当でないのでお話ししないのですけれども、まず私自身、この区画整理事業、これだけ金がかかって、こういう形になっておりますけれども、私一つ良かったなと思うことがございます。これは仙北組合総合病院が例えば郊外に出て行ってしまったならばですね、この区画整理事業というのは、これだけ金をかけて、そして駅前が寂れた場合に、この区画整理事業は一体何だったのかというそういう評価を受けるわけでございます。しかしながら、幸いと申しますかヤマサが倒産して、そしてそこに一つのスポットゾーンとして、ああいう福祉エリアが、病院、それから複合棟いろいろ建つわけですけれども、それによって私はかなりこの区画整理事業が救われるのではないかなという気がしております。ですから、この仙北組合総合病院のあそこら辺のスポットエリアを十分にきっちり開発、そしてされて、この区画整理事業の相乗効果というのを出すのが私は一つのまちづくりではないかと、このように思っております。

ます。

それで一つ私自身申し上げておきたいのは、郡部の方々はこの区画整理事業にかかる費用、住宅総合整備事業にかかる費用という部分で、非常に辛抱をしております。ですから、思いは、外部の思いは、もうこれ以上の駅周辺の区画のエリアの拡大というのは、あまり望んでいないわけでございますけれども、お尋ねするのはこの仙北組合総合病院のあそこのスポットエリアを当然開発されるわけですけれども、さらなるエリアの拡大ということで街並みを作るという考えは今の時点ではどうなのでしょう。一つお尋ねして質問を終わります。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） まず前段の方のご質問でありますけれども、そのためにこの区画整理事業、変更の都度、相当な見直しを図りながらきたということをご理解していただいたような気がいたします。

後段の質問でありますけれども、先程来、私、毎議会で答弁しておりますが、何とかその27年度で、これは一体として計画しておりますけれども、この区画整理事業を含めた駅東の再開発事業、これらについても一定の区切りをつける、つけなきゃならないということで、23年度を最終終期として、これ以上全体を膨らますという考えは私は持っておりません。ただ、一定の中心市街地ができてきて、様々な面でやはり不足する部分という、道路関係のタッチも十分ではないという部分が見受けられる、そういうこともありますので、そうした部分には部分的な手を加えていくということになりますが、面を拡大していく、あるいは新しい概念で新しい街を作っていくという考えは私にはございません。

○議長（児玉裕一君） これにて27番千葉健君の質問を終わります。

次に、14番武田隆君。はい、14番。

○14番（武田 隆君）【登壇】 大地の会の武田でございます。よろしくお願いたします。

私は、大仙市農業の将来に非常なる危機感を持っている者の一人として、大仙市農業の方向性、あるべき姿を早急に具現化すべきであるとの思いから質問させていただきます。

市長は就任以来、大仙市の基幹産業は農業であり、大仙市を日本の食料供給基地とすることを標榜し、大仙市のキャッチフレーズを「人が生き 人が集う 夢のある田園交

流都市」とうたい、農業を行政の中心に据え、市政運営をなされてきているわけですが、市長の思いとはうらはらに農業のおかれている現状は、誰しもがご案内のとおりであります。こういった現状を招いたのは、もちろん猫の目農政と言われる国の農業政策の不適によるところが大きいわけですが、大仙市の農業政策においても市としての独自性を発揮できなかつたこと、また、市の政策が農家の方々に十分に理解が得られず浸透しなかつたことなども要因の一端になっているのではないかと考えられます。これらのことを踏まえまして、先般示されました大仙市農業振興計画につきまして、私見を述べさせていただきます、市長の考えをお聞きしたいと思います。

平成18年10月に大仙市の特性を活かした地域色豊かな魅力ある農業・農村の実現を目指し策定された第一次農業振興計画は、今年度までの4年半の計画でありましたが、この計画に盛り込まれた重点推進事項、重点実施策、数的目標などの進捗状況、達成度合い等の検証は十二分にされ、特に一番肝心の農家の方々が概ね了と思える結果となった振興計画であったのかどうか、これら様々な点を縦横から十分に精査、総括し、反省点を改善し不足部分を補い、きめ細かな重点実施策、推進具体策、そして農家や現場の方々の意見や思いが詰められた、要するに農家の方々が農業を前向きにとらえ再生に取り組んでみようと思えるような今後5年間の大仙市農業振興計画であるのかどうか、市長の意気込みを含めて見解をお伺いいたします。

次に、農業振興計画の中で最重要テーマであります担い手の育成についてであります。

現在、農業従事者の年齢構成は60歳以上の方々が74.3%を占めており、70歳以上の方々だけでも半数の46.2%となっております。毎年毎年、年齢構成が高くなっているのが実情であります。このことと並行して自己保全管理水田も年々増加し、1,600haを超えている現状にあります。大仙市としても担い手の確保を図り、耕作地を守り、農業を守り、農村を守るべく、農業法人、集落営農組織、認定農業者等の中核となる農業者・農家の育成に努め、平成21年度末の経営体の数は、認定農業者1,475人、集落営農組織67組織、農業法人54法人となっております。ただ、これら経営体、いわゆる担い手で占める大仙市耕作面積のカバー率は、半分に満たない約49.5%であります。また、このカバー率も旧市町村単位で見ますと、最も高い旧太田町は66.8%であるのに旧西仙北町は39.5%と最も低い状況であります。これらの数字から平野部の多い東部地域はカバー率が高く、中山間地の多い西部地域はカバー率が低いという、要は耕作条件の良し悪しが経営体を育成する上で大きな影響を与

えていると考えられます。今度の農業振興計画での最終年に当たる平成27年度末の経営体数の目標数を見てみますと、農業法人数は平成21年度末より52%増える見通しとなっているものの、トータル数では4%減の見通しとなっています。これは認定農業者、集落営農組織から農業法人組織に経営体がシフトされることであると理解できますが、しからばカバー率はどうなるのか、単純に考えますとカバー率は現状の49.5%とほとんど変わらないのではないかと、すなわち、これ以上の耕作地集積は無理なのではないかと危惧をおぼえるのでありますが、この点について市長の見解をお願いいたします。

先程、中山間地の多い地域は経営体数も少なく、担い手の方々に占める耕作面積のカバー率も低いことに触れましたが、こういう地域こそ農業法人に頼らなければ農業が先細り、耕作放棄地の拡大に歯止めがかからなくなっていくと思われれます。しかしながら、地域の方々だけで農業法人を設立することも、なかなか容易なことではないことも事実であります。そこで市長に提案がありますが、こういう地域に市が主導し、農業団体等と一緒に、農地も保有することができる農業生産法人を設立するというのはいかがでしょうか。この法人はJAの退職者、自治体の退職者等を中心に立ち上げていただきます。このことによって管理費を抑えることも可能になりますし、様々な経験・ノウハウを法人経営に活かしてもらえれば、経営の安定化も図られるのではないかと思います。現在、改正農地法によりJAでは農地利用集積円滑化事業を実施していますが、パワー不足に思われれますし、今次農業振興計画には、中山間地の農地引き受け手確保についても相応の助成制度を構築することとしております。是非この農業生産法人を設立し、農業従事者の高齢化、そして耕作放棄地に歯止めをかけていただきたいと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

最後にもう一点、提案させていただきたいと思えます。それは、企業による農業参入を促進させるということであります。特に水耕栽培面で開発、研究がなされ、取り組みを始めた企業が数多くあります。水耕栽培については、業種にとらわれず大手企業から中小企業まで参入の検討をしているようであります。大仙市としても雇用の創出という観点からも、様々な企業と積極的にコンタクトをとり、アピールするべきであると思えます。当市のように冬期間の農産物、特に野菜関係の生産に弱い地域にとっては地元での消費も十分可能でありますので、採算面でも比較的安定性があるのではないかと思います。何よりも企業にメリットとして強調したいのは、今後、学校統合によって廃校と

なる小・中学校があるということであり、水耕栽培には広い空間施設が必要であり、体育館などは改造することにより絶好の施設となり得ると思われませんが、市長の見解をお伺いいたします。

大仙市の農業にとって、この5年間は正念場になると思います。市民の方々、行政、議会、みなが英知を結集し、大仙市農業が元気で明るいものになるよう頑張りましょう。

以上で登壇での質問を終わります。

○議長（児玉裕一君） 14番武田隆君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 武田隆議員の質問にお答え申し上げます。

質問は、農業振興計画についてであります。

はじめに、第一次農業振興計画の検証についてであります。新たな農業振興計画の作成に当たって移植した学識経験者や農業団体の代表等で構成する大仙市農業振興計画策定委員会において、意見をお聞きするとともに委員会の下部組織として農業関係団体や各総合支所の役職員で構成する幹事会、実際の取りまとめ作業を行う担当職員による作業部会のメンバーなどから多くの意見をいただいております。

また、作業部会では、直接農家・林家を訪問して、農業の現状や今後大仙市に望まれる施策などについて聞き取り調査を実施して計画に反映させるなど、机上の計画にならないよう大仙市独自の視点と各界各層の意見を積み上げた独自の農業振興計画書として作成しております。

第一次農業振興計画の進捗状況と目標の主な達成状況であります。担い手の確保・育成につきましては、認定農業者や集落営農組織、農業法人などの担い手は概ね目標を達成しております。

生産基盤の整備につきましては、県営ほ場整備事業を中心に整備を進め、平成22年度末では整備目標を1,190haほど上回る見込みであります。

農産物のうち稲作については、消費の減退と生産調整目標の増加により、生産数量は年々減少しております。

主な複合作物の販売額では、重点作物として取り組んだ7品目のうち、大豆は作付面積が下回った影響で販売額が下回っておりますが、ハウレンソウ、アスパラガス、枝豆、麦、花卉の5品目については目標とした販売額を上回っておりますので、これまでに取り組んできた奨励策の成果が現れているものと考えております。

畜産業では、畜産農家の減少から肉用牛等の飼育数は目標の8割程度にとどまる見込

みとなっております。

林業については、蓄積量の多い秋田スギ生産のため、林道や作業道整備を進めており、林道現況密度はほぼ目標どおりに達成される見込みであります。

新たな農業振興計画の作成に当たっては、これらの検証を踏まえ、どのような計画になれば大仙市の農業者から満足が得られ、大仙市の農業が発展していくかを念頭に話し合いを重ね、計画を組み立ててきたものであります。

このところの農業を取り巻く社会、経済の情勢は、政権が変わり農業政策も大きく変わったものの、先の読めない不安定な状況であり、経済においては依然として景気は低迷し、米をはじめとする農産物価格は低迷しております。また、気象を見れば、去年は夏の猛暑の合間に集中豪雨に見舞われ災害が発生するなど不安定な状況となっております。このような時にこそ様々な変化に耐え得る農業が今、求められているのではないかと認識から、「変化に耐え得る強い農業の実現」を基本テーマにとらえ、「担い手の育成と生産環境の整備」、「地域に適合した農作物づくり」、「加工・販売・交流型農業の推進」、「農山村環境の改善と保全」の4つを柱に添え、計画を策定したものであります。

合併後6年が経過し、新たな農業振興計画の計画期間であるこの後の5年間で充実させることで、大仙市農業の発展に大切な時期だと考え、その先を見据えて新たな農業振興計画を作成したものであります。

次に、担い手の育成についてであります。農地の集積面積につきましては、平成22年度における農業法人、集落営農組織及び認定農業者のいわゆる担い手が耕作する水田面積は、市が取りまとめたデータでも大仙市全体の半分になっておりますが、その中身に変化が生じてきております。合併当初は政策的に担い手の中心は認定農業者であり、市としても認定農業者を育成・確保するとともに、農地の主要な集積先に位置付けておりました。しかし、平成19年度から開始された品目横断的経営安定対策を契機に、農業法人や集落営農組織が認定農業者に加え担い手として位置付けられたことから、市としては集落営農・法人化支援センターを設置し、農業法人や集落営農組織の設立を支援するとともに、農地の集積についても進めてまいりました。その結果、農地の集積の中身は認定農業者から集落営農組織や農業法人へ徐々にシフトしてきているものと認識しております。

農地の集積先となる認定農業者や農業法人、集落営農組織の増加と担い手そのものが

進化することによって、今後、担い手への集積率の増加につながるものと考えております。

地域的に見ますと、市の東部地区に比較し西部地区が進んでいない状況にありますが、その要因としては、農地の条件が悪く、引き受け手の確保が難しいという要因のほか、その他問題も考えられます。これは、ほ場整備の進展により解消される可能性が大きく、今期予定されております西部のほ場整備を計画的に進めるとともに、中山間地域のうち、補助事業に参加できない地域を対象に、過剰な投資を抑え、地域が必要とする土地改良事業を実施するための「小規模集落元気な地域づくり基盤整備事業」を計画し、中山間地域の耕作条件を改善し、集積しやすい条件整備に努めてまいります。

また、特に引き受け手が見つかりにくい未整理地区を対象に、引き受け手に対して助成する制度を新たに構築し、「中山間農地引き受け手確保事業」として農地の集積を支援してまいります。

これらハード・ソフト事業とともに、引き続き担い手の育成に努めることにより農地の集積率は上昇していくものと考えております。

次に、農業生産法人の設立についてであります。農業法人の設立と育成につきましては、経営面積の拡大や複合経営化、6次産業化に取り組むことで、それぞれの地域の実情に合った特色ある経営に取り組むことができることから、現在最も力を入れている振興策の一つであります。

農業法人の設立については、集落営農組織の法人化、ほ場整備事業が完了した地域の担い手としての法人設立、新たなビジネス展開を図ることを目的とした法人設立、個人経営を発展させるための法人設立など、その成り立ちは様々であります。市ではこれまで積極的に支援した結果、56法人が設立され、それぞれの地域の中核となって農業に取り組んでおります。

条件不利地域において市が主導して農業法人を立ち上げてはいかかかという議員のご提案ですが、中山間地域など条件不利地では農地の引き受け手が少ないと認識しておりますので、中山間農地引き受け手確保事業などの市独自事業を立ち上げて支援してまいりたいと考えております。

現在のところ、市が主導して法人を立ち上げるという方法については、検討しておりません。

次に、企業による農業参入につきましては、近年、各地で地域の基幹産業である農林

水産業と商工業が連携した新しい商品の開発に向けた取り組みが見られるようになり、雇用の創出とあわせて特色ある地場産業の創出に有効な面もあると考えております。

国では平成20年に農林漁業者や中小企業者が、一次、二次、三次の産業の壁を超えて有機的に連携し、両者の強みを活かした新商品の開発、販路開拓を促進する「農商工連携促進法」を施行して、各種支援に基づいた農商工連携の取り組みが各地で進められております。

こうした流れから農業経営においても農産物の生産にとどまらず、加工、販売、観光などを総合的に行う、いわゆる6次産業化が注目を集めております。

県内企業の農業参入の例では、電子部品製造会社や金属加工会社が野菜の水耕栽培に取り組んでいるほか、複数の建設業者が野菜栽培に進出しております。県では平成23年度事業として県内企業に呼びかけ、低コストで稼働する植物工場の実証実験を行うと発表しております。

当市の廃校舎の利用につきましては、体育館は地域の社会体育施設や地域交流施設として活用されており、また、校舎については旧小種小学校での菜種油搾油事業、旧船岡小学校での電子機器製造などの企業活動に活かしているところであります。

廃校舎を利用した企業の受け入れは新たな雇用にも結びつき、望ましいところでありますが、市としてはその雇用が長く安定的に続くことが大切でありますので、大企業よりも信頼のおける地元の企業等からのチャレンジがあればと期待するものであります。

なお、今後も新規雇用に結びつけるため、操業の初期投資を抑えたい企業の要望を支援する意味から、農業法人や企業が植物工場などとして廃校舎を利用して農業分野へ進出する意欲を持っている場合には、その可能性について検討させていただきたいと存じます。

以上であります。

○議長（児玉裕一君） 14番、再質問はありますか。はい、14番。

○14番（武田 隆君） まず第1点目、農業振興計画策定の段階での検証等についてでございますけれども、具体的にあまり難しい数字は並べたくないのですけれども、例えば第一次農業振興計画において、農業従事者一人当たりの年間農業所得を460万という経営目標を掲げておりました。その営農類型、要するに基本的構想として25類型を示して、この類型に沿って農業経営を指導していくというような第一次の振興計画でありましたけれども、この類型に沿って農業経営をされている農家数というのはおおよそ

どれくらいあって、農業所得の実態というのはどのようになっているのか、あまり具体的な数字でなくて結構で、概算で結構ですので教えていただければありがたいというふうに思います。

そしてまた、農業振興計画を実践するのは市民であり、市民の中の農業従事者であるということを十二分に理解した上で先程の市長の答弁がありましたけれども、机上論をできるだけ少なくして農業従事者の方々の声を農業政策に反映させるために、集落単位の市主催の座談会、それから若手農業者の懇談会、そういったものを、要するにひざを交えた形の農業従事者との話し合いの場を数多く設けることが必要なのではないかとこのように思いまして、それには人と多少の財源もかかってくるのかなというふうに思いますけれども、そういう点ではそういう方向で市の農政を進めるとするのは、そういう考えがあるのかどうか、まず一点お聞きしたいというふうに思います。

それから、先程の農業生産法人の設立に関して、市が主導してやることは今のところ考えていないというような答弁でございましたけれども、市が直接生産法人に入って、要するに投資をしてどうのこうのということじゃなくて、ある程度設立、その地域で農業生産法人を設立するまでの、要するに指導なり、あるいは設立するまでのいろんな諸経費かかるとは思いますけれども、そこら辺の助成措置、それから、もし万が一設立された場合のその経営安定対策みたいなそういう補助金的なもの、そういったものは考えられないのかどうか、できるだけ先程の質問でも質問させていただきましたけれども、農業生産法人をできるだけ数多く作っていくのが、これからの大仙市の農業を守る上で一番必要なのではないかとこのように考えのもとに、できるだけその農業生産法人を作りやすい環境を整えてやるのが行政としての仕事ではないかとこのように考えますので、そこら辺の考え方についてもお聞きしたいというふうに思います。

それから、水耕栽培の件でございましたけれども、単純に水耕栽培ということ挙げましたけれども、体育館等、今度遊休資産として生まれるということから単純な発想で水耕栽培というのが頭に出てきたわけですがけれども、例えば農業の6次産業化についても様々なアイデアがあると思います。そういったアイデアを、できるできない別にして、出し合っていくことがこれからのその第6次産業の一つの芽となって、それが大きく開花するというような方向に向かうのではないかとこのようにして、いろんなアイデアをあちらこちら、それから団体、企業、それから個人からも集めることが必要なのではないかとこのことをひとつお願いしたいというふうに思います。

一点だけ、例えば私の考えでございますけれども、先般、米粉の機械、粉碎機を中仙の道の駅に設置しておるわけでございますけれども、米粉の粉碎機活用が十二分にされているのかというと、なかなか思うように活用されていないのが現状だというふうに聞いておりますし、実際見ております。できれば、せつかく米粉の粉碎機を導入したのでありますので、例えば製麺会社と連携をとって、そこら辺、麺に例えば2割でも米粉を入れるような例えばラーメンの麺を作るとか、そういう具体的なものを行政としても、産学官連携という言葉があるとおり、そういった面で研究することも米粉の活用につながっていくのではないかとこのように思いますけれども、そういうことも考えてみたらどうかという提案でございますし、またもう一点、私の考えですけれども、例えば夏場に野菜関係、例えばキュウリとかナスとかできるわけです。個人の農家でもできるわけですけれども、結構大きくなって捨てている農家があるわけです。もったいないと思うわけでございます。というのは、こういった冬場に野菜が足りなくて、もう非常にこの地域でも難儀していると。野菜不足になっているというのが実情で、野菜が非常に高い状況になっておりますし、そういった面をいかに補うかということで、これ、できるかどうかわかりませんが研究していただきたいことからお話申し上げるわけですけれども、乾燥野菜という方向で考えてみたらどうかと。野菜を乾燥させて冬場の野菜不足のときにそれを活用すると。そうすると長期保存もできるだろうし、そういったことも考えてみるのも一つじゃないかということをご提案といたしますか私の本当に頭の中の、つたない頭の中での考えですけれども、そこら辺も提案して再質問にかえさせていただきたいと思っております。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 武田議員の再質問にお答えします。

最初の第一次の農業振興計画の中で目標を設定しながら取り組んできたこの農業所得の関係については、ちょっと手持ち、私、資料持っていませんので、後でひとつご説明申し上げるということになると思っております。

議員ご指摘のこの全体の振興計画の実効性の担保という意味で非常に重要視されているのが、多分農業指導センター、そういった機関の強化、再編ではないかなというふうに考えております。昭和の40年代に各市町村毎に、その頃はまだ農協もそれぞれの行政の中に、行政区の中にあつたわけですが、その中で設立して、それぞれのチームみたいな形で、それぞれの奨励作物などを指定しながら非常に動きがあつた時代があつたと

いうふうに理解しております。その後、農協も広域合併した、それそういう理由、せいにするわけではないのですが、まず我々の方も広域合併したということで、どうもその指導センターの機能が弱体化しているのではないかとのご指摘は以前にも、藤田議員や様々な議員の皆様からも指摘されてきたところであります。今般、新しい農業振興計画の中で、この指導センターを、やはり大仙市は農業を基幹産業としているところでありますので、ここをひとつきっちり強化するような対策をやってみようということは計画の中にも示しておりますし、それは委員に参加していただいた皆さんからも強く求められたところでありますので、これは行政だけでできることではありませんので、JA含め農業関係者、指導的立場の皆さんからも入っていただきながら、どういう指導センターにしていくかということが大変大事な課題であると思っておりますので、23年度にこれを準備させていただいて、きっちり方向付けをしてみたいなというふうに思っているところであります。

そこで、この生産、いわゆる農業法人、あるいは集落営農、まだ集落営農までいききれていない地域については、ここの関係での指導・助言、あるいはその集落に入っていることはできると思っております。大仙市としては、なかなかこの指導センターがまだ終わりではないということで、この集落営農、あるいは法人化の問題については、行政が主導した形で現在太田にあります情報センターの一角に、専任のこの法人化支援できる皆さんを要して集落営農、そして集落営農から法人化へ、法人の様々な経営的な相談も含め、あるいは販路の相談も含めて対応できる専任の人材を設けてやってきております。このこうした今やっているところと、それから大きく言いますと先程申し上げました農業指導センター、どういうふうな形で連携してやると力がつけていけるのかということで、そういう視点で今考えているところでありますので、これらについても、こうした問題についても23年度中に動けるような対応にしていきたいなというふうに思っております。

それから、米粉機械、麺の問題、それからこの植物工場、その他の問題でご提案であります。まず米粉機械につきましては、これはできるだけ多くの人たちに米粉を活用してもらおうということ、そういう考え方で、比較的小さくて能力のある機械、維持管理のかからない形で導入させていただきました。それぞれのグループの皆さんから非常にこまめに使っていていただいておりますし、一定の性能はありますので、学校給食用の今、米粉を使っておりますけれども、これは時間がかかりますけれども計画的にずっと米粉

の機械を回しながら用意をするという考え方と、あと様々な分野で活用してもらいたいということで、かなりのメンバー、あるいは市外からもこの機械を活用に来ていただいているようでありますので、利用率は結構、量は少ないのですけれどもあるのではないかなというふうに私どもも思っておりますので、よりこれ利用しやすい形だというふうに言われておりますので、宣伝してまいりたいと思っております。

それから、その麺の関係であります、確かに麺についても私自身も、あるいは部としてもいろいろ考えましたけれども、それぞれ各地域で既に製麺業者を中心にプロジェクトが立ち上がって動いております。我々管内にも麺をやっているという人がおりますのでアプローチしておりますけれども、なかなか反応が返ってこないという状況であります。既にこの米粉の麺化、あるいはパスタ化という問題は、行政が主導するよりも民間の方で既に相当立ち上がってきておりますので、そういうやろうとする人、あるいはそういう人をできるだけ見つけて我々が応援していくという形が適当ではないかというスタンスで臨んでまいりたいと思っております。

それから、この水耕栽培の件であります、少し否定的な答えというふうにとらえていらっしゃると思いますけど、いわゆるこの、いわゆるその大企業、あるいはその商社、そういう大規模なものが今、全国で動いているようでありますが、よほどしっかりした計画というふうにとらえないと非常にこう、大きいところが動くということ非常に危ない面もあると私は思っておりますので、そしてその全体からいくと、今その農業の企業の参入のあり方というのを農業委員会等では大変厳しくとらえておりますし、ただ、その地場の企業であるとか、あるいは本当にその食品産業につながったきちとしたところであるとか、そういうところの企業を農業、あるいは加工分野で活かしていくということは大変大事だと思っておりますが、なかなかこの工場生産という考え方の水耕栽培というのはいろいろあるようであります。その辺は注意しているつもりであります。

管内で既に法人、あるいは認定農業者の中で水耕栽培に取り組んでいるところございます。我々もそうしたところと接触して、まずこういう人たちの意欲といいますか、意欲でひとつ販路が拡大できないかとか、あるいはその安全な無農薬でありますので、そういったものを提供できないかとか、そういうお手伝いをしていきたいなと思っております。大仙市管内でも我々の調べで2カ所で水耕栽培の取り組みをしておりますし、あと美郷町で1カ所、仙北市でも1カ所あるようであります。大仙市管内については我々も連絡が取れておりますので、ひとつ、もう少し研究課題とさせていただきたいなと

思っております。

それから、耕作放棄地の関係のご質問もありましたけれども、直接市が農業生産法人を立ち上げるという考えは現在のところ私はございません。ただ、2009年から農地利用集積円滑化団体、いわゆる中間保有の問題であります。これがかなりしっかりした制度となったというふうに聞いております。県内では市町村、あるいはJA、計20組織されていると言っておりますが、なかなかこの活動が見えないというふうな現状ではないかと思っております。大仙市管内ではJAが指定されておりますが、JAサイドからはっきり言ってほとんどそういう動きがないという現状であります。私はこれは円滑化団体の所有者から委任を受け、農地の売り渡しや買い付けを行うことができる、もしその市が入っていくとすれば農業公社的な考え方で、この中間保有の問題をしっかりさせていくことが現在我々やっております山間地域での耕作放棄地、あるいは再生の問題ときっちり結びつくのではないかなという考えでおりますので、この件についても少し時間をかけて、ひとつ検討してみたいと思いますので、時間をいただきたいと思っております。

○議長（児玉裕一君） 藤原農林商工部長。

○農林商工部長（藤原 薫君） 最初にご質問いただきました所得の関係、あるいは営農類型の関係なんですけれども、今ちょっと現在、資料を持ち合わせておりませんので、後で提示したいと思っておりますけれども、いずれ最初の計画では戸別経営体ということで22経営体、旧市町村毎にこういう類型でいきたいというような形のものを提示してございます。これについては認定農業者を中心とした形で考えておりますので、概ねはこれとおりにっているかと思っておりますけれども、もうちょっと精査しないとちょっと確認できませんし、組織形態も3経営体、無人ヘリとかそういう形のものしか当時設定しておりませんでしたので、これについてもちょっと調べさせていただきまして、後で提示したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（児玉裕一君） 14番、再々質問はありませんか。

○14番（武田 隆君） ありません。

○議長（児玉裕一君） これにて14番武田隆君の質問を終わります。

申し上げます。この際、暫時休憩いたします。11時30分に再開いたします。

午前11時20分 休 憩

午前 11 時 29 分 再 開

○議長（児玉裕一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、29番竹原弘治君。はい、29番。

○29番（竹原弘治君）【登壇】 だいせんの会の竹原弘治です。

私からは、通告に従いまして大きく3点について質問をさせていただきますので、答弁をよろしくお願ひします。

さて、全国各地に多大な被害を及ぼした今冬の豪雪も、ようやく落ち着き、雪解けの方も一気に進み、春の足音が一步一步近づいてまいりました。

一方、政局におきましては、内閣支持率の著しい低下や23年度当初予算案及び関連法案の成立が危ぶまれるなど、日本経済はもとより市民生活にとっても大きな影響が今後出てくるのではないかと懸念されております。

こうした中、先日、議員全員協議会におきまして、当局より説明のありました大仙市の平成23年度当初予算案を拝見し、厳しい財政状況の中、低迷する地域経済の現状や将来の財政運営を見据えられた予算であるとともに、市の重点施策である福祉や教育の充実及び農業の振興や地域医療の推進など、限られた財源の中、バランスよく配分した予算であると受け止めております。

さて、私からは3点についてご質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

質問の1点目は農業の問題についてであります。大きく2点についての質問をしたいと思います。

本市の農業は、ご承知のとおり依然として米に依存する構造から脱却できないため、昨年的大幅な米価下落や異常気象による米の品質低下、また、収量減少の影響を大きく受ける形になり、農業収入は大幅な減収となっております。農家世帯が大きな割合を占める本市では、農家の家計はもとより地域経済にまで大きな影響を与えております。このような状況のもと、一刻も早く本市の基幹産業である農業の再生を図り、農業所得を向上させ、農家が潤うような状況となることが肝要であります。

そこで1つ目の質問としまして、以前から言われているとおり米と野菜などを組み合わせた複合化や農産物加工などの多角化による足腰の強い農業の実現が急務と思われませんが、今後、大仙市としてはどのような取り組みをされていくお考えなのかをお伺ひいたします。

次に、2つ目の質問としまして、新たな農業の担い手である新規就農者の育成確保や農業の複合化・多角化を強力に進めるためには、農業研修や営農指導及び経営指導をより一層充実する必要があると考えます。現在作成中の農業振興計画では、農業総合指導センターを東部地域と西部地域、2カ所に機能を集約し、機能強化すると記されております。あわせて、現在太田地域に設置されております農業振興情報センターについても、市内西部地区にもう一カ所新たに設置し、農業総合指導センターと一体的に情報発信や営農指導等を推進していく必要があると思われませんが、市長のご見解をお伺いしたいというふうに思います。

質問の2点目は、かみおか温泉「嶽の湯」の源泉掘削等についてであります。

かみおか温泉「嶽の湯」は、旧神岡町が町民に憩いの場を提供するため、平成6年にふるさと創生基金を利用して温泉掘削を行い、源泉を確保した後、温泉施設の建設を進め、平成9年7月にオープンしております。以来、大仙市民はもちろんのこと、県内外からの多数の方々にご利用いただき、今年2月には入館者200万人を記録しております。

市内には大曲地域以外の7地域全てに市の温泉施設がありますが、嶽の湯は経営状態も比較的良く、源泉改修を行った平成17年度を除き平成20年度までは、毎年経常黒字を計上するなど順調に営業を進めてまいりました。

しかしながら、ここ数年は利用者の数が減少傾向にあり、平成21年度には経常赤字となっており、利用者の回復が望まれております。

利用者数の減少については、景気の冷え込みによる地域経済の低迷のほか、嶽の湯の湯量低下に伴う泉質の変化も風評被害となっていることが要因として挙げられます。嶽の湯については、ナトリウム泉質であることから源泉の井戸にスケールが付着しているほか、古いポンプが井戸内に残された状態になっていることなども湯量が不足している原因と伺っております。このようなことから、現状では、いつ温泉がストップしても不思議ではないような状態におかれており、一刻も早い新たな源泉の確保を進めていかなければいけないと思っております。こうした中、平成23年度当初予算には、新たな源泉を求めるための電磁探査業務委託予算が計上されており、今後の源泉掘削に向けて大いに期待を持っているところでございます。

嶽の湯については市民の憩いの場であるとともに、従業員の雇用や物品の購入など、地域経済にも大きく寄与していることなどから、経営状況の改善が求められております。

源泉掘削には多大な経費を要することと思われませんが、今後の探査結果を踏まえた源泉掘削等について、市としてはどのような計画を持っておられるのかお伺いたします。

質問の3点目は、今冬の豪雪被害への対応であります。

冒頭でも触れましたが、今冬は昭和48年以来の豪雪に見舞われ、市内各所で様々な被害が報告されており、今後、雪解けに伴い、新たな被害が起こることも予想されております。こうした中、県においては今冬の大雪により倒壊が相次いでいる育苗ハウスなどの農業施設について、復旧費の2分の1を補助する方針を示しております。市長のあいさつの中にもありましたが、今後、市としても雪解けを待って被害調査を実施し、支援策を検討していただけるようであり、大変心強く思っているところでございます。道路や河川、公共施設等に加え、農地や農業施設等の被害も数多く見込まれることから、今後、市としてどのような対応を図っていかれる考えなのかをお伺いたします。

以上、壇上からの質問であります。よろしくご答弁をいただきたいと思っております。終わります。

- 議長（児玉裕一君） 申し上げます。まだお昼まではまだあるわけですけれども、市長の答弁内容を見ますと12時を大幅に超えるようですので、この際、若干早いようですが、昼食のため暫時休憩いたします。本会議は午後1時に再開いたします。

午前 11時41分 休 憩

午後 0時58分 再 開

- 議長（児玉裕一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。29番竹原弘治君に対する答弁を求めます。栗林市長。

- 市長（栗林次美君）【登壇】 竹原弘治議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、農業問題についてであります。

はじめに、複合化や多角化を推進するための市の取り組みについてですが、新しい振興計画に沿ってお話申し上げます。

本市においては、米が農業産出額の約7割を占めている中で、米需要量の減少や米価の低落により農業産出額全体も減少しており、偏り過ぎた米依存体質からの脱却が大きな課題となっております。

この課題に対応するため、野菜や花卉、畜産などの高収益部門への複合化の一層の拡大と、加工や販売といった6次産業化などによる付加価値を高めた多角化経営の促進を

図っていかねばならないものと考えております。また、新たな農業振興計画にも、「地域に適合した作物づくり」、「加工・販売・交流型農業の推進」という2つの柱を設け、複合経営への取り組み、畜産の振興、加工・販売型農業の推進、グリーン・ツーリズムの推進といった施策を掲げ、複合化・多角化に向けた様々な事業を展開してまいります。

平成23年度から取り組みます主な新規事業としては、他市町村に負けない野菜の産地化を図るため、重点野菜として枝豆、アスパラガス、そら豆の3品目について奨励金の交付や出荷手数料の助成により集中的に支援し、県内でも質・量ともに有数の産地となるよう育成する大仙重点野菜生産拡大事業、えだまめ生産にかかわる機械等への助成を行う、えだまめ日本一生産条件整備事業、農林水産物の生産、加工、販売の有機的な結合により新たな付加価値を生み出す6次産業化を推進するため、農業者の要望や取り組みの実態を調査し、その対応を検討する6次産業化推進事業、また、各地域には「地物と言われる野菜の名産品」がありますが、手間暇のかかる割には収入が少ないことや栽培農家の高齢化等から、このところ衰退の一途をたどっており、伝統ある地域特産野菜の保存と生産拡大を目指し、意欲のある農業者を支援する“未来へのこせ”地域特産野菜応援事業の各事業を実施してまいります。

そのほか、そばの生産、出荷を奨励する、そば生産向上推進事業や振興野菜の主要作業を集積することにより品質の平準化、低コスト化を図る振興野菜生産工場推進事業、さらに複合経営を目指した農業用機械・施設等の導入経費に助成する秋田を元気に！農業夢プラン実現事業などの継続事業も引き続き展開してまいります。

また、県が先般創設した「秋田県農林漁業振興臨時対策基金」も積極的に活用しながら、複合化・多角化に向けた支援を行い、農業所得が向上し、真に農家が潤うような状況が生まれるよう努めてまいります。

次に、農業総合指導センター改編方針についてであります。農業総合指導センターにつきましては、地域の農業振興を図るため、指導の一元化を目的に昭和40年代後半に、自治体をはじめ農協、農業共済組合、農業委員会、県の農業改良普及所等で構成され、設置されたものであります。

設立当初は、センター内に設けられた稲作部会など各専門部会を中心に活発に活動してきておりましたが、構成団体である農協や農業共済組合の広域合併など、農業を取り巻く情勢の変化により、近年の活動が低迷していることから、平成23年度中に関係農

業団体等とそのあり方を検討してまいりたいと考えております。

再編の方向については、現在各総合支所毎に活動している形態を市内の東部と西部の2カ所の拠点に集約し、これまで農業情報の提供や農産物の安定生産にかかわる支援活動が主でありましたが、農家の所得向上を図っていく上で、特にこれからは農業の複合化とともに6次産業化と言われる農産物加工から販売まで幅広く支援していく必要があると考えておりますので、農協OB等の協力も視野に入れ、フットワーク良く活動が展開していく組織体制に誘導するものであります。

また、大仙市農業振興情報センターは、平成9年度に当時の太田町が設置した新規就農者研修施設、農産物処理加工施設からなる総合営農支援施設であります。

新規就農者研修施設は、敷地面積が180a、鉄骨ハウス2棟、パイプハウス6棟、研修露地ほ場79aを備え、新規就農者や農業後継者の育成、新規作物等の栽培試験、農業者の技術研修等を、所長をはじめ職員2名、非常勤の農業専門技術員2名の体制により行っております。

ここでの研修は、研修生それぞれが播種から収穫・出荷作業までの作物栽培を自らの手で行い、実践を通じて花卉、野菜など園芸作物の栽培技術を習得するものであり、市町村独自でこのような試験研究施設と新規就農者等の研修施設の両方を設置している例は少なく、貴重な施設として認識しており、農業情報の発信基地として今後とも施設機能の充実を図ってまいります。

新規就農者育成研修のこれまでの実績としましては、平成15年度から平成21年度まで23名の研修修了生を、20年度から開始した冬期農業技術研修は平成21年度まで5名の研修修了生をそれぞれ送り出しており、研修修了者全員が就農しております。

また、平成22年度の研修生は7名で、そのうち5名が今年4月から就農する見込みとなっており、農業後継者の確保に結びついております。

ご質問の農業振興情報センターの新たな設置についてであります。県では新規就農総合対策として、農業試験場などで研修を行うフロンティア育成研修などの研修事業を実施しておりますが、現場に重点を置き、就農後の実践に直接結びつく研修は県の事業だけでは決して十分でないことから、市として県及び近隣市町の動向を踏まえ、新規就農者研修施設の充実を図っていく必要があると考えており、前向きに検討してまいりたいと思います。

なお、農業振興情報センターと農業総合指導センターの連携については、それぞれの

設立当初の目的が異なっていることから、これまで具体的な連携について試みがありませんでしたが、指導センターの再編の協議にあわせて検討してまいりたいと思います。

質問の第2点、嶽の湯温泉に関する質問につきましては、久米副市長から答弁させていただきます。

質問の第3点は、今冬の豪雪被害への対応についてであります。

はじめに、道路や河川の今後の対応についてであります。道路につきましては道路パトロールを強化し、穴開き箇所や路面損傷の補修を随時実施しているほか、雪崩による通行止めや雪の排除などを行っており、今のところ大きな被害は見当たらない状況であります。雪解け後には道路側溝やガードパイプの破損など相当数出てくるものと予想されますので、きめ細かな交付金の活用や道路維持管理の中で速やかに対応してまいりたいと考えております。

また、河川につきましては、この後の雪解け水や降雨により水位が上昇し、護岸侵食などの融雪災害も十分考えられますので、雪解けを待って調査を行い、大きな災害が発生した際には国に対し災害申請をおこなうなど、迅速に対応してまいります。

次に、農地・農業施設等の被害につきましては、現時点で判明しているのはパイプハウスが30棟、農作業小屋等が6棟の倒壊、半壊などで約1,300万円の損害、果樹の被害の詳細は調査中ですが、700万円ほどと見込まれております。

災害の全容は雪解け後でなければ解明が困難であり、今後、融雪に伴うさらなる被害も想定されますが、市としてはできるだけ早く被害状況の把握に努め、今後の営農に影響が生じないよう支援策を講じるよう指示しているところであります。

また、県でも独自の雪害対策を行うとのことで、この度の県議会に補正予算が提案されており、間もなく詳細が示されるとのことです。

豪雪被害対策にかかわる所要の予算につきましては、県の助成分を含め、現在取りまとめ中ですので、3月末に臨時議会の招集をお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（児玉裕一君） 次に、久米副市長。

○副市長（久米正雄君）【登壇】 質問の第2点、かみおか温泉「嶽の湯」の源泉掘削等についてお答え申し上げます。

かみおか温泉「嶽の湯」につきましては、一昨年、平成21年9月、井戸管内部の洗浄を目的に、クレーンによる揚湯管及びポンプの引き揚げ作業を実施したところ、4m

引き上げた段階で負荷がかかり引き上げが困難となりました。このため、9月議会において補正予算を承認いただき、大型ボーリングマシンによる本格的改修作業を行っていましたが、11月17日、ポンプ上端が切断され、ポンプ本体が地下430m地点に抑留する結果となりました。いわゆる引っかかって上がってこない状態になったところでもあります。その後、幸い、お湯が自噴する状況にあったことから、残存ポンプの20m上の地下410m地点に予備ポンプを設置し、12月から源泉を供給できる状況としたところでもあります。

なお、工事中の4カ月間は南外生活支援ハウス「ぬくもりの郷」からお湯を運び、お客様に迷惑のかからないよう対応しておりました。

22年度において源泉がスケールのつきやすい泉質であることから、予備ポンプを引き上げ、井戸のブラッシング洗浄等を行うこととしておりましたが、洗浄することによりスケールが落下し、抑留されているポンプの湯道をふさぐ危険性があること、さらに揚湯管のネジ山の損耗が進んでいることなどから、計画を変更し、揚湯管を全て鉄製のものに交換しながらポンプを外径の小さいものとし、地下341m地点に設置したところでもあります。

しかしながら、改修後の湯温、水位の回復、揚湯確認試験を行ったところ、湯温が58度から48度に低下していること、21年度実績と比較し揚湯量、水位の回復、ともに減少していることが判明いたしました。このままでは井戸管内に抑留しているポンプにスケールが付着し、確実に湯道を閉塞し、早晚、建物はあってもお湯が出ない最悪のケースが考えられることから、新たな源泉を求める判断に至ったところでもあります。

こうした状況を受け、市では23年度当初予算案に、温泉電磁探査業務委託費と新たな源泉が見つかり次第、秋田県環境審議会温泉部会に掘削の申請をするための業務委託費を計上したところでもあります。

この後の日程といたしましては、秋田県環境審議会温泉部会が毎年4月・7月・11月の年3回開催されることから、源泉が見つかり次第、直近の温泉部会開催にあわせて申請手続きを済ませ、許可が下り次第、掘削作業を行う計画であります。

なお、掘削作業とその後の揚湯施設整備に約10カ月を要すると聞いており、新たな温泉を供給できるのは最短でも来年、24年6月以降になるものと考えております。

また、源泉掘削の実施計画につきましては、柔軟な事業実施への対応及び事業費の圧縮を図るため、事業主体を株式会社神岡ふるさと振興公社としていただき、金融機関か

ら資金借入れの内諾を得たことから、10年償還の資金計画で借入れをし、その後、市で償還に係る財源を補助金として助成する予定であります。

なお、本件につきましては、去る2月22日開催された同公社の取締役会に説明し、承認をいただいているところであります。

以上でございます。

○議長（児玉裕一君） 29番、1番の項目についての再質問はありますか。はい、29番。

○29番（竹原弘治君） それぞれ3点質問したわけですがけれども、前向きなご答弁もありましたので心強く感じております。

まず、第1点目の農業問題についての再質問でございますが、先程も武田議員がその農業問題について質問され、市長からの答弁があり、私からの再質問も一部重なる部分もあろうかと思っておりますけれども、させていただきたいと思っております。

この農業問題というのは、大変こう難しい、一市だけで、もう劇的な解決策などというのはなかなか出せない問題、そういう性格でもあろうかと思っております。特に私ずっと感じてきたのは、やっぱり一農業者として国の政策に非常にこう振り回されるといいますか翻弄されてきた、農業者はそういう感じを受けております。昭和45年に転作がスタートしました。以来40年間、40年以上経っております。それでもその米の需給などは少しも私は実感として解決していないと。その間、少子化とか食の多様化、そういうものいろいろあるわけでございますけれども、むしろそういう時代からさらに右肩下がったような農業情勢になってきたなど、そういうような実感を今持っているところでございます。

ただ、やっぱり大仙市、この地域の4分の1強が農地でございます。夢のある田園交流都市ということも標榜しているわけですし、何としても、困難だけれどもやっぱり農業はこの市の基幹であると私は強く認識しております。どうか大変なことだろうと、国の政策に左右されるというようなことで大変だろうと思っておりますけれども、先般、これか5年間の農業振興計画も出されたわけでございますが、どうかひとつ農家の同じ目線に立って、これからの農業政策というものを担当の方々、市長をはじめどうか作っていただきたいと願っております。大変何度も言うようでございますが、難しいけれども、何とかやっぱり農業者は生きていかなければいけないというようなことでございますので、今後とも鋭意頑張っていただきたいというふうに思っております。これは質問

ではございません。

それで一つ質問させていただきますけれども、この情報センターの関係でございます。これにつきましては、この前の私、新聞の記事でございますが、政府は今後5年間、農業の集中改革期間に設定というようなことが出されておりました。簡単に言えば、米、麦、大豆などの立て直しを最重要課題とし、農地集約化や新規参入の促進を図るといったようなことが記事に出ております。今の政府、ちょっとどうなるのか将来わからないわけですが、いずれ政府方針ということで新聞に出ておったところでございますが、そういうことから考えて、この農業情報センターの役割というのは、旧太田町にできて新市に受け継がれたわけですが、大変大事なやっぱり役割をこれからも成していただくろうと、そういうように思っております。先程市長答弁にありました研究施設と新規の就農者の研修施設が併設されたこのものはそんなないだろうというようなことで、大変そういう意味では素晴らしいこの情報センターだというような話があったわけです。ましてや政府で、やはりあのような指針を、何ですか出していると、基本方針を決定しているということになれば、余計そういう新規就農者の受け入れのそういう体制、組織、それからやっぱり農業現場における実践の研修が実際肌で感じられるというようなことで、大変私は重要なこれからのさらに農業の先を考えた場合、大事なセンターになるだろうと。ちょっと今、東部に、太田地区は東部なわけなんですけれども、そこにあるわけですし、どうもあの中央、あるいは西部地区の方も、こういう施設に是非行きたいもんだと、そういうニーズもあるようでございますが、やっぱり地域的にちょっと遠いというようなことで二の足を踏んでいる、その機会を逸している方もあるやに聞いております。そういう係る農業情勢から、あるいはそういうことを含めて、何とかひとつこれから西部地区に前向きに検討されるというようなことで大変そのことについては力強く思ったわけでございますが、何とか本当に積極的に前向きに、さらに考えていただきたいと思っております。

それで、この事業所を新設、例えば今後、仮の話でいくと新設、太田地域ぐらいの規模で新設した場合、一体どのぐらいの事業費というのは、まあ今質問してすぐ答えていただきたいというのは無理かもしれませんが、どのぐらいかかるものなのか、もしわかっていたらひとつ教えていただきたいと、そういうことでございます。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 再質問にお答えいたします。

今、事業費についてのお尋ねですが、まだまるで費までは検討しておりません。ただ、概念的には様々利用できるほ場、畑というのはたくさんあると、ご協力いただける地域もあると思いますし、あるいは市の財産の中で使えるものも十分あるのではないかとこのように想定しておりますので、ただ、そういう研修の場をやるとしますと、一定の建物というものも必要になってきますが、その辺のところもこれから検討していかなきゃならないというふうに思っております。

それよりも一番確保が難しいのは、やっぱりこの専門の指導員、良い方を見つけることではないかなというふうに思っております。県全体、先程申し上げましたフロンティアの研修事業で、これあの最近少し拡大してきておりますけれども、50人、60人、全県で、そういうオーダーでありますので、毎年、そうしますと単純に地域に割ってみますと、せいぜい2人ぐらいしか平均ならないわけでありまして、このフロンティアの県の事業とも連携させながら、私たち自身は今考えていることは、振興局の一つの大きな柱みたいな形で、我々がまず責任を持ってやっていく中で、特にその指導者としての普及所、普及員の皆さんの力、そして現在のJAの営農指導部門との関係、こういったものを大事にしていかなきゃならないと、今そういうことを23年度しっかり計画を作って、途中の段階で議員の皆様にもご相談かけることになるかもわかりませんが、基幹産業農業と言っている大仙市として、非常にこの事業というのは大事な事業だと思っておりますので、幸いあの太田町から引き継いで大仙市引き継ぎましたこの仕組みが非常にうまく機能しておりますので、参考事例は他に行かなくてもここにあるわけでありまして、まず頑張っているいろんな計画を立ててみたいと思っております。

○議長（児玉裕一君） 29番、再々質問はありますか。

○29番（竹原弘治君） ありません。

○議長（児玉裕一君） 次に、2つ目の項目についての再質問ありますか。はい、29番。

○29番（竹原弘治君） 嶽の湯の関係でございますけれども、先般の予算、新年度予算の説明会で320万ほどの予算措置がとられました。電探、あるいは県への申請というようなことで大変良かったなと思って、いつ、現在のこういう揚がっている状況、ポンプが一つ埋まっているわけございまして、今の報告では、答弁では、湯量も下がっていると。温度も大変下がってきているというようなことの話でしたので、とりあえず準備だけは予算措置としていただいたというようなことで、その上に立っての今回の質問だったわけなんですけれども、温泉の掘削には今のお話ですと10カ月ほどというよう

な答弁でございました。それで、最短でも24年の6月、来年の6月以降というようなどうも話だったようでございますが、この今の現状、湯量の何と申しますか揚がっている量も大変こういうスケールとかの関係で厳しい状況が予想されているわけなんですけれども、いつ止まってもおかしくないといえますか、そういう感じも実は受けております。お湯の出ない温泉施設というのは、これは致命的なわけでございます、もし仮にですよ、今の答弁では10カ月、あるいは来年の6月以降というような、最大急いでもそういう話でございますけれども、その前にもし揚湯といえますか揚がるお湯が止まった場合、非常にこの温泉を、かつては南外から運んだ経緯がございますが、確かあのときは4カ月ぐらい運んだと記憶しているんですけれども、今の現状からして早い時期に止まった場合、果たして一年もこれ運びきれものなのか、そこら辺についてひとつお伺いしたいというふうに思います。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。久米副市長。

○副市長（久米正雄君） 再質問にお答え申し上げたいと思いますが、我々は今現在、昨年いろいろ検討して、当初はブラッシングして井戸を洗浄するというので、そして予備ポンプを、139mmの予備ポンプを再度入れてお湯を揚げるというそういう計画で昨年予算を計上しました。ただ、それでいくと、今、議員がおっしゃったような閉塞が早くなる可能性があるので、少しでもこの今現在、ポンプが下に置かれていて詰まっている状況ですので、その状況で少しでもこのブラッシングをしないのでできる方法ないかというふうなことでFRPのところの管を鉄製に替えて、そして98mmの一段階小さいポンプを設置して湯道をふさぐというふうなことを、ひとつ今、回避している状況であります。ですから、この1年以内にお湯が、はっきり地下のことでわかりませんが、1年以内にお湯が出なくなるというふうなことは今想定しておりません。これが2年なのか3年なのかそこら辺はわかりませんが、そうなる前に、できればこの1年以内、来年の24年の6月頃まで、早ければ、この地下の源泉が確実にここから出るというふうなことをこの後調査するわけですので、その調査を早くして、出ればすぐまずやっていきたいというふうなことでございますので、一年間南外からお湯を運ぶとかそういう考えは今のところしておりませんので、そうなる前に手を打ちたいというふうなことで今回このような調査費を計上したところでございます。

以上です。

○議長（児玉裕一君） 29番、この件に関して再々質問。はい、29番。

○29番（竹原弘治君） 管理者である社長が、公社の社長がそこまで、スケールで詰まらないという大変自信ある答弁だったのでほっとしております。私はやっぱり地域に住む者として大変この、あの温泉は地域の方々に愛されておりますし、お客さんも大変多いと、そういうことから、何か悪く考えて、今の現状でも話を聞けば数ミリしか隙間が空いていないということで、泉質も何か塩分の多いというようなことでスケールもさらにたまりやすいただろうと。今、副市長さんの言われるとおりであれば、これにこしたことはないんですけども、老婆心ながら、もしこの来年の6月以前に早い時期に止まった場合は一体どうするのかと、そういうようなことをちょっと危惧して質問したところでございますけれども、堅い決意の答弁でございますので、答弁はいりません。

○議長（児玉裕一君） 29番、3番目の項目についての再質問。はい、29番。

○29番（竹原弘治君） 最後の質問でございますが、ご承知のように大変な被害を受けた今冬の雪でございましたが、本当に人的な被害もありまして心から本当にお見舞い申し上げます。それで、道路、河川、全て農業施設、これから雪消えと同時にさらに多くなるだろうというふうに思っております。特に農業施設、県のこの前の発表を見ますと36億円ぐらいというふうなことが、この報告されたように記憶しております。そういう中で2分の1はこの農業施設の災害について補てんをするというようなことでございます。何とか残りのこのハウスなんていうのも結構高いものでございますし、何とか米から抜けてそっちの道で活路を見出そうとしてかなりの投資をしてやっぱりこのやっているわけございまして、そのぎりぎりのといたしますか気持ちでやったハウスが残念ながらこういう天災とは言いながらも雪で被害を受けたと、本当にそういう方々のお気持ちを察すれば大変なことだろうというふうに思います。何とか市でもできる限りのご支援、ご援助を農家の立場に立って考えていただきまして実施していただけますように心からお願い申し上げます。私の質問を終わります。答弁はいりません。

以上であります。

○議長（児玉裕一君） これにて29番竹原弘治君の質問を終わります。

次に、6番杉沢千恵子君の質問。はい、6番。

○6番（杉沢千恵子君）【登壇】 公明党の杉沢千恵子でございます。

本年第1回目の市議会定例会において一般質問をさせていただきますこと、感謝申し上げます。

本定例会の初日の本会議において、市長から今後の市政運営についての基本的な考え

方やその方向性並びに23年度の主要事業と当初予算について、懇切丁寧でわかりやすいご説明をいただきました。3年連続で前年度比プラスという積極型予算を組まれたとのこと。市長の決意や覚悟が感じられる予算だと思いましたし、主要事業の要所要所に市長の強い思いが感じられ、私もいよいよ平成23年度のスタートが近づいたと身が引き締まる思いをしたところでございます。

さて、現下の厳しい財政状況の中、仙北組合総合病院の移転改築など大型事業を控えている当市の舵取り役を担っておられる市長には、まずもって敬意と感謝を申し上げたいと存じます。また、私の拙い意見や要望に常に真摯に向き合い答えてくださることに對しましても、この場をお借りして感謝申し上げたいと存じます。今後もしは是、非は非のスタンスのもと、引き続き大仙市のトップとして強いリーダーシップを発揮していただきたいと思っております。

前置きが長くなってしまいました。早速ですが、通告に従い、順次質問をさせていただきたいと存じますので、答弁の方よろしくお願い申し上げます。

まずはじめに、公共施設の状況をまとめた報告書、白書的な刊行物の作成について伺いたします。

合併以前の市町村は、それぞれの市町村の住民に対するサービスの向上と当該市町村の機能の充実を図るため、小・中学校の義務教育施設はもとより福祉や社会教育、スポーツ、市営住宅などの施設整備を計画的に進めてきております。また、合併後を含む近年においてもペアーレの取得や幼保一体施設のこども園の開設、スキー場などのスポーツ関係施設等々の施設整備を図り、多様化する市民ニーズに応えてきた結果、大仙市という一つの自治体として合併前とは比較にならないほど多くの公共施設を保有し、市民生活の利便性の向上に寄与してきております。

しかし、当然のことながら合併前市町村において早くから整備された施設は、その分、年数が経過し、老朽化していることから、今後、大規模な改修や建て替えの計画が必要になることに加え、そのような事案が同時期に集中される可能性もあるのではないかと、大仙市の政策や財政にそのことが大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

また、少子化と高齢化、さらには人口減少社会への移行など、社会状況の変化とともに公共施設を取り巻く環境も大きく様変わりすることが予想されますが、その環境の変化は公共施設の機能が住民生活に密接な関係がある以上、無視することはできません。これらの変化への対応には積極的に取り組んでいくことが求められると思っております。

私は、ただいま申し上げました公共施設の現状と今後のことを考えると、将来を見据えた公共施設の在り方を総合的に検討することが必要になってくるのではないかと考えております。そこで質問をさせていただきます。このような市の公共施設が抱える課題解決のため、白書的な大仙市版公共施設報告書を作成し、公共施設に絞った現状把握や課題整理を行い、建て替えや改修等にかかわる中・長期的なビジョンを定めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

公共施設の大規模改修や建て替え等に要する事業費などをあらかじめ試算することにより、財政事情とのすり合わせなども個別の施設についての議論だけではなく、公共施設全体の切り口から突っ込んだ検討を行うことが可能となりますし、財政事情が逼迫する中、優先順位の決定や統廃合といった選択肢への道筋も明確に見えてくるのではないかと考えます。さらには、この報告書を公表するとともに、中・長期的なビジョンの周知を図ることにより、公共施設に関する市民への説明責任を果たす意味においても、その意義は大きいと思いますが、お考えをお聞かせ願いたいと存じます。

次に、空き家管理条例の制定についてお伺いいたします。

最近が高齢化や少子化の影響なのか空き家が目につきますし、この冬の豪雪で空き家の屋根の雪を心配した市民も多かったと聞いております。空き家は景観を損ねるだけではなく、窓ガラスなどが壊れたまま放置しておくとならば防犯上も好ましくない状況となります。そこでお伺いいたしますが、安全で安心なまちづくりのため、危険な空き家については放置後何年経ったら市が除去を勧告できるという一つの例ですけれども、このような内容を定めた条例を制定すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

大仙市内に空き家は何軒あるのかお知らせいただきたいと存じます。

空き家の中には住める状態のものもあると思います。市営住宅入居希望者が多い現状を考えますと、市が市営住宅として活用することも考えていいのではないかと思います。この点についてのお考えをお聞かせ願えればと思います。

次に、^{うちどく}家読の推進についてお伺いいたします。

秋田県では県民の読書活動に対して、より効果的な施策の展開を図るため、平成20年9月に「第二次県民の読書活動推進計画」を策定し、平成22年4月1日には「秋田県民の読書活動の推進に関する条例」を制定しました。

第二次県民の読書活動推進計画では、学校、家庭、地域、特に家庭における読書活動の推進がうたわれております。

全国に目を向けてみますと、家読、これは家庭での読書を短く言い替えたものですが、静かな広がりを見せており、インターネットで検索しただけでも町単位、市単位、県単位で取り組んでいる地域が増えていることがわかります。また、「家読推進プロジェクト」という組織ができて、あちこちで家読シンポジウムが行われております。

大仙市でも平成22年4月に、大仙市親と子の夢を育む読書活動推進計画を策定し、子供が幼いときから本に親しみ、豊かな読書体験を積み重ねていくことができる環境を作ろうとしておりますが、大仙市でもこの家読を推進してはと考えますが、いかがでしょうか。

家読とは、読書を通して家族のコミュニケーションを図ろうという試みであり、家庭内暴力、学校でのいじめの原因として、家庭内のコミュニケーション不足が挙げられている現代にあっては、コミュニケーションを確保するのに有効であると言われております。

また、家読はいろいろなやり方があっていいと思います。家族で同じ本を読んで感想を話し合う家庭もあれば、夕食やお風呂の後にテレビを消してみんなで読書をするなど、家族揃って本を読むのが、すなわち家読となります。市や町や図書館が中心となり、あるいは各家庭が家読を始めることを決め、家族そろって本を読み始めさえすれば、それで十分に家読の仲間ということになるそうです。結果、感想を語り合う家族が増え、それをきっかけに家族の会話が増えてきたという例もあると聞きます。

大仙市では、ブックスタート事業によって赤ちゃんと保護者との心ふれあう時間を確保するよう頑張っているところであり、学校では朝の読書が実施されていると聞いております。家庭でのコミュニケーションの時間を、切れ目なく引き続き確保するためにも、現在の市の取り組みに加え、是非家読を推進してもらいたいと思いますが、これに関するお考えを承りたいと存じます。

最後に、支えあう地域社会づくりについてお伺いいたします。

日本の社会は大きく変化してきています。血縁でいえば単身者が増え、地縁でいえば一つの土地で暮らし続ける人が少なくなっております。企業の終身雇用も崩れ、職縁、職場の縁も薄くなってきております。いわゆる絆が急激になくなりつつあり、さらに見逃せない、見過ごせないのは、縁をつくることができない人とできている人の格差が絶望的なまでに広がっているという現実です。

昨年夏、地域から孤立する高齢者が大きな社会問題となりましたが、こうした高齢

者が増え続ける中で、地域全体で高齢者を支えるネットワークづくりや在宅で安心して暮らせることができる社会の仕組みを作ることは、地域福祉の新しい要請であると思います。

また、孤立は高齢者だけの問題ではありません。失業者が増加し、あるいは失業しないまでも収入が不安定になる中で、離婚や児童虐待の件数が増えています。子育てに悩む母親やDV被害者、うつ病の方など、弱い立場の人たちを孤立させてはならないと思います。さらには派遣切りや就職難が、ニートや引きこもりなどの問題を抱える若者の増加をもたらしています。

私たちの住む大仙市を無縁社会にしてはいけません。一人一人の安全のために高齢者や弱い立場の人を孤立させない支え合う地域社会の実現を願って質問をさせていただきます。

1点目は、高齢者の地域見守りネットワークの強化や高齢者の地域における外出、買い物などの生活支援サービスの充実について幾つかお伺いいたします。

一つは、地域福祉の担い手である民生委員、大仙市に265人いらっしゃると思いますが、この方たちを行政が支援し連携する仕組みをさらに強化し、民生委員の方々が活動しやすい環境整備に取り組む必要があると考えますが、いかがでしょうか。

2つ目は、地域福祉の拠点センターとしての地域包括センターも介護予防プランの作成が主な業務でしたが、多様な市民ニーズに対応できる高齢者の総合相談所として、その人員体制の見直しや専門職広報活動の強化が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

3つ目、国においては、今後の介護保険料の改定とあわせ、団塊の世代が後期高齢者に突入していく2025年には、24時間対応の在宅介護、在宅看護ができるケアシステムの確立を目指しています。現時点では地域包括支援センターは5カ所設置されていますが、もっと住民の中に入っていけるよう中学校区に1カ所設置することを考えてはと思いますが、いかがでしょうか。

4つ目の団塊の世代が大量に高齢者の仲間入りをし、地域に戻ってくる時代であることから、元気な高齢者が地域の高齢者の手助けをするというサポーター登録制度など、団塊の世代の地域福祉への戦力化が求められていると考えますが、いかがでしょうか。

5つ目、支えあう市民の力を活かせる地域づくりのためにボランティア活動にポイント制を導入し、ボランティアポイントを貯めることで地域での一人一人の活躍に報いる

仕組みを導入してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

6つ目として、近隣商店の閉鎖や公共交通の廃止で日常の買い物に不便を強いられている買い物難民が増えています。このような高齢者の買い物の欲求を満たすサービスの在り方を模索するため、モデル地区を指定しての実態調査や高齢者への買い物支援の仕組み作りを提案しますが、いかがでしょうか。

2点目は、子育ての不安に悩む母親などへの家庭訪問つき相談支援事業のさらなる展開についてお伺いします。

行政の支援、情報提供、妊産婦や乳幼児家庭訪問事業による現状と課題を明らかにした上で対応策がとれているのかお知らせいただきたいと存じます。

2つ目の、経済的なものも含め継続的な支援を必要とする妊婦さんや家庭に対しては、どのようなフォロー体制がとられているのかお知らせください。

3点目は、児童虐待、うつ病など、弱い立場の人に手を尽くす地域づくりについてです。

児童虐待防止のための制度が時代に合致していなかったり、人員が足りないといった理由で、仕組みそのものが十分機能していないように思います。虐待防止体制の強化のため、市としても児童福祉司を採用することが必要と考えますが、いかがでしょうか。

2つ目、通院が困難なうつ病患者、うつ病でありながら治療を受けていない方々への訪問支援するなど、回復へのきめ細かな医療、保健、福祉サービスの提供が必要だと思いますが、お考えをお知らせください。

うつ病に効果的な認知行動療法を身近で受けられる体制を整備するため、市立大曲病院に臨床心理士を配置してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

4点目は、ニート、引きこもりなどの若者を総合的に支援する体制についてです。

高齢者には民生委員、乳幼児には看護師や保健師、子供たちには学校といった社会的・制度的に見守る人と見守られる人という人間関係が構築されておりますが、ニートや引きこもりの若者へは手を差し伸べサポートしていく役割を担っている人がいない実態があります。この役割を誰が担っていくのかを明らかにし、各支援機関との連携を図っていくことによる体制強化が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

以上、通告による壇上での質問を終わらせていただきます。

ご静聴ありがとうございました。

○議長（児玉裕一君） 6番杉沢千恵子君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 杉沢千恵子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点、公共施設白書の作成に関する質問につきましては総務部長から答弁させていただきます。

質問の第2点は、空き家管理条例の制定についてであります。

はじめに、条例制定につきましては平成20年9月に制定した「大仙市安全・安心まちづくり条例」第5条第2項において、犯罪及び災害が発生しないよう所有者、管理者が空き家等を適正に管理するよう定めております。

また、平成18年豪雪の際に策定した「大仙市雪害対策実施要領」において、空き家等による被害が予想される場合は、所有者等に対する指導、指示、処分、市による応急措置を行い、処分及び応急措置を実施した場合の費用負担について定めております。

これまで空き家に関する相談が寄せられた場合は、まずは所有者等に連絡し、危険除去を依頼してきております。

今冬の豪雪では、空き家の雪下ろしに関し、186件の相談があり、所有者等に連絡して解決したもの179件、そのうち応急措置として市が業者に委託したもの3件、大仙北測量設計業協会のボランティアで実施したもの3件、市職員が実施したもの5件であります。なお、未解決は7件でありました。

今後とも所有者等が不在、不明の空き家が増加していくと考えられますので、こうしたケースへの実効性のある対策について、ご提言の趣旨を踏まえ、平成23年度においてさらに研究させていただきたいと存じます。

次に、大仙市内の空き家数につきましては、平成18年度の調査では951戸で、このうち693戸、73%については所有者または管理者を把握しておりますが、残り258戸については未確認となっております。18年の調査から5年が経過しようとしておりますので、平成23年度に再調査を実施いたします。

次に、空き家を市営住宅として活用することにつきましては、間もなく完成する大仙市住生活基本計画の中におきまして、空き家対策を重点目標の一つに位置付けております。その対策として、平成23年度には関係部署と連携を図って空き家について現状の再調査を進め、空き家の分布状況、所有者の把握とその意向など、実態を調査把握してデータ化を行い、それらに基づいて活用方法を検討してまいりたいと考えております。その活用方法としては、一般住宅や都市部からの移住、長期・短期滞在などの住宅、また、地域の交流拠点や体験学習施設、古民家としての活用など様々な視点から検討いた

します。その中で議員ご提案のこの市営住宅化というものの利用についても検討してまいりたいと考えております。

質問の第3点、家読^{うちどく}に関する質問につきましては教育長から、質問の第4点、支えあう地域づくりにかかわる質問のうち、高齢者の生活支援サービス、子育て、児童福祉司、ニート、引きこもりに関する質問につきましては健康福祉部長から、うつ病に関する質問につきましては市立大曲病院事務長から、それぞれ答弁させていただきます。

○議長（児玉裕一君） 次に、三浦教育長。

○教育長（三浦憲一君） 【登壇】 質問の第3点は、「家読^{うちどく}」の推進についてでございます。

近年、子供たちがゲームや携帯等バーチャルな世界へ依存することが、人間関係や心身の健全な発達に悪影響を及ぼしているのではないかというような指摘もございます。このような社会的背景を踏まえまして、家族のコミュニケーションや絆を深めるための一つの効果的な取り組みとして「家読」が提唱されてきているところでございます。

当市では、平成22年4月に「大仙市親と子の夢を育む読書活動推進計画」を策定しました。そして、ブックスタート事業をはじめとして家庭や地域、保育園や幼稚園、学校及び図書館における読書活動を推進しているところでございます。

保育園・幼稚園では、地域の読み聞かせボランティア等の活用により、園における読み聞かせの機会の充実を図っており、このことが保護者の家庭における子供への読み聞かせを啓発し、読書好きな子供たちを育てることにつながっているというふうに考えております。

また、市内の全小・中学校におきましては、朝の読書など全校体制での一斉読書を実践しておりまして、学校生活の始まりを読書に集中することで継続的に落ち着いた生活を送り、学習に励むことができしております。本市児童生徒の全国学習状況調査の分析から、図書館に行く子供が行かない子供より、また、読書好きの子供ほど学力が高い傾向が見られ、読書活動が学力の向上にも結びついているというふうな結果が得られておるところでございます。

市教育委員会では、4月23日の「子ども読書の日」と連動した「大仙っ子 読書の日（大仙 もく読の日）」運動を、11月の第1木曜日を中心に展開してまいりました。これまでの読み聞かせや読書集会等に加えまして、市立図書館から「親子で読みたいブックリスト」を各園・各学校に提供し、親子で本に親しむ機会を持つように勧めてい

るところでございます。

また、大仙市PTA連合会からは、昨年春、各家庭においてテレビやパソコン、ゲーム機の電源を切る日「ノーメディアデー」の実行について提唱されました。教育委員会といたしましても「ノーメディアデー」推進標語や取り組み事例を各園・各学校から募集しまして事例集として紹介するなどの協力をさせていただくとともに、幼稚園、保育園、小・中学校側からも活動を後押ししていただいているところがございます。これによって家族がふれあいの時間を持ってコミュニケーションを図ろうとする機運が少しずつ高まってきているところがございます。

さらに、市内の8つの図書館に「子ども読書支援センター」を設置しまして、読み聞かせボランティア等の紹介など学校や家庭で役立つ子供読書活動に関する情報を提供・発信しているところがございます。

このような学校や図書館などにおける取り組みは、いずれも家族のコミュニケーションの活性化を図るという共通の目的を持っておりまして、議員が推奨されます家読の趣旨と軌を一にするものであるというふうに考えているところであります。

今後、学校、保護者、地域と連携しながら、読書に親しむ活動の充実を一層図るとともに、家族が読書を通して絆を深めていく家読に結びつく教育活動を支援してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（児玉裕一君） 次に、老松総務部長。

○総務部長（老松博行君） 質問の第1点、公共施設白書の作成についてお答え申し上げます。

市が保有する公共施設につきましては、合併時、それまでの8市町村が保有していた施設をそのまま引き継いだ結果、小・中学校、幼稚園等を含めた総数が647施設となり、県内では由利本荘市に次いで多い施設数となっております。

市では、こうした状況を踏まえ、効率的な市民サービスや施設の管理運営を目指し、平成19年度に学校等を除く全施設について、施設の設置目的、利用並びに管理の実態及び配置状況などに関する調査を実施するとともに、それに基づく施設管理シートを作成し、その結果をもとに施設の統廃合や譲渡、解体等に関する公共施設見直し計画を策定いたしております。

この公共施設見直し計画につきましては、市のホームページに掲載し、市民に公開す

るとともに、施設の見直しにつきましては平成20年度から計画に基づき実施してきているところであります。

また、施設を取り巻く状況に変化等が生じた場合には、その都度計画を見直すなどいたしまして現在に至っております。

ご指摘の公共施設白書につきましては、現在の公共施設管理シートの内容を充実させまして、公共施設の状況をまとめた報告書として作成するとともに、公共施設見直し計画とあわせて市民に公開できるようにしてまいりたいというふうに考えております。

また、ご指摘の公共施設の大規模改修や建て替え等にかかわる中・長期的なビジョンにつきましては、後期実施計画との整合性を図りながら検討してまいりたいというように考えております。

以上です。

○議長（児玉裕一君） 次に、武藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（武藤芳和君） 質問の第4点は、支えあう地域社会づくりについてであります。

はじめに、民生委員が活動しやすい環境整備につきましては、現在、市では災害時における要援護者の避難支援対策を通じ、地域の自治会と民生委員が協力しながら避難支援協力者の人選作業を進めるなど、民生委員の皆様からは高齢者が安心して生活できる支えあいの地域づくりの一翼を担っていただいているところであります。

ご指摘の点につきましては、民生委員の指揮監督権が市に移譲されたことにより、研修を通じた資質の向上や地区民生児童委員協議会活動の現状の把握、プライバシーに配慮した要援護者情報の共有化等を図ることで、これまで以上に地域に溶け込んだ活動を行っていただけるよう連携を深め、民生委員が活動しやすい環境づくりに努めてまいります。

次に、地域包括支援センター機能の強化につきましては、高齢者の相談内容として日常生活の身近な相談から消費者トラブル、高齢者虐待など多種多様なケースがあり、今後も様々な相談が寄せられることが想定され、現在では今年度、地域包括支援センターを3カ所から5カ所に増設し、相談業務等における体制を強化しているところであります。

今後については、相談件数等の状況に応じて人員体制の見直しを検討する必要があるものの、現段階では相談職員のスキルアップを図るとともに、医療機関や介護サービ

ス事業所などのネットワークを活用し、相談者がいる場合は速やかに地域包括支援センターへ連絡いただけるよう体制強化を図り、月1回の広報掲載や地域包括支援センターの紹介パンフレットの配布等、各種方法で広く市民に周知したいと考えております。

次に、地域包括支援センターの設置につきましては、厚生労働省から人口約2万人から3万人に1カ所との基本的な考えが示されておりますが、本市においてはその条件を満たしていることや、増設するには各業務の専門職員として配置される保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの人員体制の整備が必要なことから、当面は現体制で進めてまいりたいと考えております。

次に、団塊世代による地域福祉の戦力化につきましては、地域の高齢化が進行する中で元気な高齢者が果たす役割は年々高まっていくものと考えます。

現在、市では地域福祉推進に関する国のモデル事業である「安心生活創造事業」を実施する中で、生活支援を必要とする高齢者に対応するための訪問員を養成しておりますが、その大半が60歳以上の方々であり、地域福祉の即戦力として見守り支援や買い物支援活動を行っております。

このほかに地域福祉の戦力事例としましては、老人クラブによる友愛訪問やシルバー人材センターに登録しての社会参加活動等が挙げられます。

地域福祉活動を通じ、自己実現や自己啓発を果たしたいという意欲の高まりによって社会参加が促進されることから、今後は市社会福祉協議会や関係団体を含め、元気な高齢者の地域福祉活動の受け入れ体制について協議してまいりたいと思います。

次に、ボランティア活動に対するポイント制の導入につきましては、先進事例として東京都稲城市や最近では横浜市においても介護支援に対してポイントを加算し運用している実績があるようですが、全国的に普及し統一した運用になっていない背景には数々の問題点が内包しているようにも感じております。

今後、市といたしましても若い世代から元気な高齢者に至る全世代の社会参加を促進する上で、地域で支え合う相互扶助の活動が容易になる仕組みの必要性について認識しているところでありますので、市社会福祉協議会とともにボランティアの在り方について具体的に検討してまいりたいと考えております。

次に、高齢者の買い物支援の仕組みづくりにつきましては、少子高齢化や地域経済の低迷、郊外への大型店の出店による既存商店街の衰退等により、日常的な買い物に困る高齢者などの発生が社会問題化し、特に車などの移動手段がなく身近に買い物する商店

のない地域に暮らす高齢者や冬期間の運転に不安を持つ高齢者にとっては、深刻な問題となっています。

市では、地域福祉推進市町村の指定を受け、安心生活創造事業の取り組みの中で、高齢者への買い物支援の方策を検討しているほか、バス路線の廃止に伴う代替交通や公共交通空白地域の解消策として乗合タクシーを運行し、高齢者の買い物を含む日常生活を支援しております。

高齢化が進展する中で買い物支援は高齢者の日常生活を支える大きな生活課題であることから、地域の商店街の理解や協力を前提とした買い物支援体制づくりに向け、より具体的な協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、「家庭訪問つき相談支援事業」についてであります。

はじめに、現状と課題及びその対応策につきましては、市では平成21年5月より「こんにちは赤ちゃん事業」を実施しております。これは生後4カ月児までの乳児がいるすべての家庭を保健師及び助産師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育ての支援に関する情報提供を行うとともに親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけるようにしております。

平成21年度は411件、平成22年度は1月末現在で437件を訪問しており、訪問時に子育てアンケート調査を行い、支援が必要な場合は再度訪問をしているほか、直後の4カ月児健診、7カ月児健診などの実施により、継続的な支援を図っております。

訪問活動を通じ、訪問先の母親からは「妊娠中から些細なことでも相談できる人が身近にいない」、「同じ悩みを持った人と交流の場が少ない」等の意見が多く寄せられておりますので、市では平成23年度に妊婦が悩みや不安を気軽に話し合えるように、助産婦を交えた交流サロンの場を大曲保健センター内に設ける計画で進めております。

次に、継続的な支援を必要とする妊婦や家庭に対する対応につきましては、妊婦健康相談や乳児相談の際の経済的な相談としましては、出産費用等の相談が多く、適時担当課と連絡を取り合い対処しております。

直接的な経済支援としましては、14回の妊婦健診や里帰り出産時における健診の無料化等を行っております。

また、生活支援として、昨年度には育児に困難と思われる家庭が1件あり、各課と連携し、ホームヘルパーの派遣等の支援、育児相談、見守り等を行い、現在は順調に子育てをしております。昨年まではこの1件だけでしたが、今後とも的確な情報の把握と関

係部署の連携を密にし、対応してまいりたいと考えております。

次に、児童福祉司の必要性についてであります。児童福祉司は児童福祉法により都道府県及び政令指定都市に設置が義務付けられている児童相談所へ配置することとされております。本県には3カ所の児童相談所があり、大仙市を管轄する南児童相談所には4名の児童福祉司がおります。市町村と児童相談所、児童福祉司の関係は、市がより専門的な見地から必要な支援を求めることや関係情報、資料、意見の交換等でありましたが、緊急時の施設等への措置権限は児童相談所となっております。

当市では、児童虐待に対しては家庭相談員を中心に対応しておりますが、事情によっては母子自立支援員、保育アドバイザー等も加わり、さらに児童相談所、警察、学校、民生児童委員等の関係機関及び庁内関係各課との連携を図り対応しているところであり、特に緊急を要するケースにつきましては、措置権限のある児童相談所、警察に通報し、迅速な対応をしております。

当市の2名の家庭相談員は、家庭児童福祉に関する専門的技術を持って相談事業に当たっており、ただいま述べましたように、必要に応じて児童相談所の児童福祉司と共に、面接相談や家庭訪問を行う等、密接に連携を図りながら対応しているところであります。

また、「まるこのひろば」においては、精神科医や臨床心理士等外部の専門家による個別相談にも力を注いでおり、それらの事例とも連携を図っております。

市では23年度、家庭相談員及び保育アドバイザーを増員し、相談支援体制の強化を図る予定であり、児童相談所ともさらに連携を深めながら、よりの確に事案に対応したいと考えております。議員ご質問の児童福祉司の採用については、現在のところ考えておりませんので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、ニートや引きこもりなど若者を総合的に支援する体制につきましては、近年、失業率の上昇や職場、学校、日常生活など様々な要因による増加が懸念され、その対策について社会的な問題となっております。

引きこもりにつきましては、国では大きく分けて精神保健福祉と児童福祉分野での対策を講じており、各都道府県などの精神保健福祉センター、保健所、児童相談所の社会福祉士や精神保健福祉士、あるいは児童福祉司を「引きこもり支援コーディネーター」として位置付けし、相談支援窓口を開設しております。

このような国や県における精神障がいや発達障がい、または不登校や虐待など本人自身では解消不可能な原因により外部との接触を拒む方々への支援策を活用することで、

市としても県の関係機関と連携を図るとともに、市立大曲病院を核とした精神保健医療の充実や住民生活に光をそそぐ基金を活用した自殺予防対策事業として、平成23年度から健康増進センターに配置される臨床心理士を有効活用してまいりたいと考えております。

また、ニートは社会的背景だけが原因ではなく、やはり本人の自覚や親の考え方も大きく起因するところであると思われまますので、第一義的には家族や本人の問題としてとらえるべきものと考えますが、適切なアドバイス等によって改善されることも期待されますので、県の相談機関との連携も図りながら関係部署と横断的に対応してまいりたいと存じます。

なお、無就労のニートが圧倒的に多いことに鑑み、就業訓練や就業支援策の拡充により、その就業機会の増に努めますが、幼少期から働くことの大切さを学び、社会に役立つ人材の育成を図ることも重要であると考えております。

以上であります。

○議長（児玉裕一君） 次に、伊藤市立病院事務長。

○病院事務長（伊藤和保君） 続きまして、通院が困難であったり未治療であるうつ病の患者さんへの訪問支援についてであります。

訪問支援といたしましては、新たに平成21年度から市立大曲病院で行っております精神科訪問看護・指導が、その在宅支援の一つの形態となっております。これは病院で医師が診察した患者さんについて、医師の指示により本人または家族の了解を得て看護師等が訪問するというもので、本人や家族の同意が前提となっており、病院としては訪問支援には一定の限界があることも事実でございます。

このように、これまでの個々の担当部署だけではそれぞれの限界もありますことから、関連する部署の相互理解と連携を図るために、市健康福祉部と市立大曲病院との全般にわたる事務調整会議を昨年7月に開催した経緯がございます。今後もこうした会議等の場を利用し、ご質問のような対象者の家族の情報、相談内容を把握して、担当部署などの橋渡し役となっただけのような存在の検討も含め、互いに連携して求められる医療・保健・福祉サービスが提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、認知行動療法についてであります。平成22年度の医療費の改定において、一定の条件下において実施した場合には、診療報酬として算定が可能になるなど、最近その効果が注目されてきているところであります。

市立大曲病院では、施設基準の関係から診療報酬の算定とはしておりませんが、当院の医師が患者の症状に応じてこの療法を含む総合的な精神療法の診察を行っております。

しかしながら、認知行動療法を単独に行うには、まだ人員・施設設備の整備等の課題が残されていると思っております。

現在、病院では、増加傾向にある患者さんに対応するため、医師4人で診療体制を築いておりますが、加えて精神療法上の必要性から非常勤の臨床心理士を毎月2回程度お願いしている状況にあります。

今後の社会情勢や患者層を想定しますと、常勤の臨床心理士の配置は当然必要になるものと理解いたしておりますので、医師の意見を踏まえ、病院収支の状況等も勘案しながら、その配置について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（児玉裕一君） 6番、1つ目の項目についての再質問はありますか。はい、6番。

○6番（杉沢千恵子君） 着手予定ということで、本当に速やかにお願いしたいと思えます。そして、それが市民に公表できるのを待ち望んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（児玉裕一君） 2つ目の項目についての再質問はありますか。はい、6番。

○6番（杉沢千恵子君） 空き家管理条例ってうたいましたけども、市長より23年度、いろんなことでいろんなふうにならって検討して、新しいものを作って取りかかるということでしたので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（児玉裕一君） 次に、3つ目の再質問はありますか。はい、6番。

○6番（杉沢千恵子君） 家読についてです。親子のふれあいということで、その心の絆をつくる選択肢の一つとして私はこれを提案したのです。確かにいろんなPTAでいろんなのをやっているということもお伺ひしていますし、そしてその効果も期待しておりますが、一般質問の中で私あえて言ったのは「切れ目なく」と言ったはず、と私は言っておりますので、その部分をどういうふうに解釈していただいたかなという、そのところがありましたけども、まずこれも検討の中に入れていただきたいということ。私たちがこのことに関しては民間で23年度中に推進実行委員会を立ち上げまして、市内の小・中PTAへの働きかけをしていきたいと思っております、今、作業を進めているところです。できればこの家読、市立図書館の事業として取り組んでほしいと思えますが、いかがでしょうか、お伺ひします。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。三浦教育長。

○教育長（三浦憲一君） いろんなコミュニケーション、あるいは親子の対話も含めましていろんな手法、こうあるわけでございます。それで、今、子供たちはやはり人間関係力だとかコミュニケーション力だとか、あるいは言語力だとかということを非常に問われておまして、一つのことだけでなく、やっぱり多様な展開を必要とする時代になってきたなど、こう思っておりますので、その中の一つとして読書を通して親子の語り合いをやっていくというのも選択肢の一つであるなというふうにこう考えているところでございます。

○議長（児玉裕一君） 6番、この件についての再々質問はありますか。はい、6番。

○6番（杉沢千恵子君） 答えもらってないのは、その市立図書館事業としてこれを取り上げていただけないかなということでお伺いしました。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。三浦教育長。

○教育長（三浦憲一君） この後、まず図書館の会議等こうあるわけですが、今、ブックスタートから始めまして、たくさんの今、事業を抱えておりますので、いろいろ精査しながら検討してみたいと思います。

以上であります。

○議長（児玉裕一君） 6番、4番目の項目についての再質問はありますか。はい、6番。

○6番（杉沢千恵子君） 時間ありますけども、長くなりましたので1点に絞っていきたいと思います。

うつについてですけれども、うつ病です。一応私も実はうつ病の方との今、対応をしているところですが、大人になって、小さいときからうつの傾向が大人になって、そしてそれが家庭の中に引きこもってしまうという現状ですと家庭崩壊という状況になってきて、結局、その対応がもうてんやわんやで、市の福祉の方にいろんな部分で難儀をかけたりにしてやらなくちゃいけないということを考えましたときに、この市立大曲病院の患者さんに限られているその訪問支援の活動っていうのは限界があるってさっきおっしゃいましたけども、これですね、できれば市立ですから市の経営っていうんですか、ですから私はこの市立病院っていうことを私たちの市の病院ということに大きくとらえまして、使命と役割、そういうものをもっと大局からとらえて経営方針、対策が必要なときにきているのではないかなと思います。そういうことで、できればこのうつに限らず精神的な心の病気に対しての市としての経営方針、市立病院に対しての経営方針

とか対策とか、または積極的な財政とか人、もの、こういうものの支援までくくった大きな考え方の転換をしていけないものかということでのうつをあえて取り上げてみました。よろしくお考えお願いいたします。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 病院の事務長から答弁させていただきましたけれども、ようやく市立大曲病院もお医者さんを含めて医療スタッフ、ぎりぎりでありますけれどもそろってきたところであります。

この訪問看護の概念については、非常に病院含めて、今大変重要な課題であるというふうな認識で始めたところであります。考え方によっては病院通院者を含めた訪問看護、あるいはいわゆる一般の訪問看護センターみたいな形の機能というのはこれから考えられるわけですが、まだこの訪問看護自体も市立大曲病院で始まったばかりでありますので、もう少しこれを経験していかなきゃならないと思っております。

あわせて、市立大曲病院、ようやく常勤のお医者さんを4人確保できたということで今やっているところであります。あわせて、いわゆる看護師含めた介護の皆さん含めたスタッフについても、相当窮屈している状況について改善しつつあるという状況でありますので、もう少し余裕が出てくれば様々な事業をまずお願いできるわけですが、今のあの市立病院としてのこの地域での役割を含めた運営方針というのは病院の方から出してきていただいております。そういう中にもこうした問題については触れておりますけれども、現状ではまだ少しスタッフも含めて時間がほしいという、あるいは経営状況についても大分改善されてはきておりますが厳しい状況の中でやっておりますので、もう少しこの時間をかけなきゃならないと思っております。ただ、院長先生を中心にしまして、いわゆる市立大曲病院をこれからどういうふうな方向にいくべきかと、そういうきっちりした報告、計画書も出てきていまして、その中にはこうした問題についても将来取り組んでいかなきゃならないだろうという姿勢ははっきり出ておりますので、もう少し時間をいただきたいと思えます。

○議長（児玉裕一君） 6番、この件に関しての再々質問はありますか。はい、6番。

○6番（杉沢千恵子君） いわゆるこういう人たちがどこにも相談にも行けないという、ここら辺の地域からして恥ずかしい、人に知られたくない、できれば家の中に隠しておきたいというそういう心情が働きまして、事が大きくなるまでしまっておかれるということをお考えたときに、この相談窓口がやっぱりあちこちにあるということが大事ではな

いかなと思いますし、まして精神的な部分では市立病院は誰もが認めるそういう相談の場所にあるように思いますので、この相談窓口に人を置いて、そしてまず相談を受けるというところからスタートできないかなと思いますので、再度質問いたします。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 医療機関ですので、うつ病は病気だと思っていますので、病氣らしいという方も含めて家族の方、知り合いの方がご相談に来れば、病院を含めて一般のクリニックでも十分対応できているのではないかなと思います。

○議長（児玉裕一君） これにて6番杉沢千恵子君の質問を終わりたいと思います。

○議長（児玉裕一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第3日を定刻に開議いたします。

大変ご苦勞様でした。

午後 2時28分 散 会